

令和3年11月

飯田市議会第4回定例会議案

## 令和3年飯田市議会第4回定例会議案目次

(11月24日提出分)

報告第39号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
議案第96号	飯田市長野原財産区管理委員の選任について
議案第97号	飯田市個人情報保護条例及び飯田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第98号	飯田市地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第99号	飯田市部等設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第100号	資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第101号	飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第102号	飯田市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
議案第103号	飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第104号	飯田市保育所型認定こども園設置条例の制定について
議案第105号	飯田市南信濃観光施設等条例の一部を改正する条例の制定について
議案第106号	飯田市水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第107号	飯田市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第108号	飯田市公民館条例及び飯田市文化センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第109号	飯田市過疎地域持続的発展計画の策定について
議案第110号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市下久堅ふれあい交流館）
議案第111号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市21世紀環境共生型モデル住宅）
議案第112号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市障害者生活ケアセンター）
議案第113号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市南信濃障害者等活動支援センター）

議案第114号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市デイサービスセンター）
議案第115号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市南信濃高齢者共同住宅）
議案第116号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市山本都市農村交流促進施設）
議案第117号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市野底山森林公園）
議案第118号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市北田遺跡公園）
議案第119号	令和3年度飯田市一般会計補正予算（第8号）案
議案第120号	令和3年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
議案第121号	令和3年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）案
議案第122号	令和3年度飯田市病院事業会計補正予算（第2号）案
議案第123号	令和3年度飯田市下水道事業会計補正予算（第1号）案

報告第39号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月24日報告

飯田市長 佐藤 健

記

専決第28号 損害賠償の額を定めることについて

報告第39号2

専決第28号

## 損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり道路管理の<sup>かし</sup>瑕疵による損害を賠償する。

令和3年11月11日専決

飯田市長 佐藤 健

### 記

1 相手方 飯田市外在住者

2 事故の概要

令和3年8月21日午前8時頃、飯田市座光寺40番付近の市道2-64号線において、当該市道の一部が陥没していたため、走行してきた相手方の小型乗用自動車の左前輪が落ち、当該車両のタイヤを破損する損害を与えた。

3 損害賠償額 3,360円

議案第96号

飯田市長野原財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市長野原財産区管理委員に選任したいから、飯田市長野原財産区管理会条例（昭和33年飯田市条例第39号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和3年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市在住 小林 泉

議案第97号

飯田市個人情報保護条例及び飯田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市個人情報保護条例及び飯田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和3年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市個人情報保護条例及び飯田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（案）

（飯田市個人情報保護条例の一部改正）

第1条 飯田市個人情報保護条例（平成17年飯田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第31条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

（飯田市個人番号の利用等に関する条例の一部改正）

第2条 飯田市個人番号の利用等に関する条例（平成27年飯田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第9号」を「第19条第11号」に改める。

第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

別表第2中「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第98号

## 飯田市地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市地域交流センター条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和3年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

## 記

## 飯田市地域交流センター条例の一部を改正する条例（案）

飯田市地域交流センター条例（平成13年飯田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第4条第1項を次のように改める。

市民サロンの床面の一部又は全部を、集会、上演、公演、展示等を行うことを目的として独占的に使用する者（以下「使用者」という。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請し、許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

第4条第2項第2号中「会議室等」を「市民サロン」に、「付属物」を「附属物」に改める。

第6条第1項中「会議室等」を「市民サロン」に改める。

第7条を次のように改める。

（使用料の額）

第7条 市民サロンの使用料の額は、使用する床面1平方メートル当たり1時間5円とする。ただし、使用する床面積が1平方メートルに満たない場合にあってはこれを1平方メートルとし、1平方メートルに満たない端数が生じた場合はこれを1平方メートルとする。

2 電気使用料に係る使用料の額は、別表に規定するとおりとする。

第9条及び第10条第3項中「会議室等」を「市民サロン」に改める。

第11条第1項中「付属物」を「附属物」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

電気使用料

区分	使用料の額			
	午前	午後	夜間	全日
	午前8時30分から正午まで	正午から午後6時まで	午後6時から午後10時まで	午前8時30分から午後10時まで
使用者がセンターに持ち込んだ電気器具の定格消費電力の合計が1キロワット	110円	160円	150円	420円



までごとに				
-------	--	--	--	--

(備考) 使用する時間が、各区分に掲げる時間に満たない場合であっても、これを各区分に掲げる時間とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、市長が規則で定める日から施行する。

議案第99号

飯田市部等設置条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市部等設置条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和3年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市部等設置条例の一部を改正する条例（案）

飯田市部等設置条例（昭和56年飯田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「情報システム及び」を削り、同項第2号中「総合政策部」を「企画部」に改め、同号オ中「情報政策」を「情報システム及び情報政策」に改め、同号に次のように加える。

カ 秘書及び渉外に関する事項

キ 広報及び広聴に関する事項

第2条第1項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 危機管理部

ア 危機管理に関する事項

イ 防災及び交通安全対策に関する事項

ウ 消防団及び水利に関する事項

エ 暴力追放に関する事項

第2条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第100号

資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

資金積立基金条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和3年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

資金積立基金条例の一部を改正する条例（案）

資金積立基金条例（昭和43年飯田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

18	教育支援基金	教育に関する経済的支援の充実を図る。	教育に関する経済的支援に要する費用の財源に充てる。
----	--------	--------------------	---------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第101号

## 飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和3年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

## 飯田市手数料条例の一部を改正する条例（案）

飯田市手数料条例（平成12年飯田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）の規定により国土交通大臣の登録を受けた者をいう。以下同じ。）が作成する図書により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合	一戸建ての住宅で、住宅を新築しようとする場合において国が定める基準（以下「新築基準」という。）によるもの	1戸	17,000円
		一戸建ての住宅で、住宅を増築し、又は改築しようとする場合において国が定める基準（以下「増改築基準」という。）によるもの	1戸	26,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅で、新築基準によるものであって1棟の戸数が5以下のもの	1戸	6,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅で、新築基準によるものであって1棟の戸数が5を超えるもの	1戸	5,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅で、増改築基準によるものであって1棟の戸数が5以下のもの	1戸	10,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅で、増改築基準によるものであって1棟の戸数が5を	1戸	8,000円

		超えるもの		
	品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書が交付された計画の場合	一戸建ての住宅	1戸	15,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅で1棟の戸数が5以下のもの	1戸	11,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅で1棟の戸数が5を超えるもの	1戸	9,000円
	上記2区分以外の場合	一戸建ての住宅で新築基準によるもの	1戸	44,000円
		一戸建ての住宅で増改築基準によるもの	1戸	66,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅で、新築基準によるものであって1棟の戸数が5以下のもの	1戸	20,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅で、新築基準によるものであって1棟の戸数が5を超えるもの	1戸	16,000円
一戸建ての住宅以外の住宅で、増改築基準によるものであって1棟の戸数が5以下のもの		1戸	31,000円	
一戸建ての住宅以外の住宅で、増改築基準によるものであって1棟の戸数が5を超えるもの	1戸	25,000円		
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	建築をしようとする住宅の構造又は設備の変更の場合	登録住宅性能評価機関が作成する図書により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた住宅で新築基準によるとき。	1戸	2,000円
		登録住宅性能評価機関が作成する図書により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた住宅で増改築基準によるとき。	1戸	3,000円

品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書が交付された計画のとき。	一戸建ての住宅	1戸	3,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅で1棟の戸数が5以下のもの	1戸	3,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅で1棟の戸数が5を超えるもの	1戸	2,000円
上記3区分以外のとき。	一戸建ての住宅で新築基準によるもの	1戸	15,000円
	一戸建ての住宅で増改築基準によるもの	1戸	23,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅で、新築基準によるものであって1棟の戸数が5以下のもの	1戸	7,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅で、新築基準によるものであって1棟の戸数が5を超えるもの	1戸	6,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅で、増改築基準によるもので	1戸	11,000円

		あつて1棟の戸数が5以下のもの		
		一戸建ての住宅以外の住宅で、増改築基準によるものであつて1棟の戸数が5を超えるもの	1戸	9,000円
	上記以外の場合	新築基準によるとき。	1戸	2,000円
		増改築基準によるとき。	1戸	3,000円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査			1戸	2,000円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査			1戸	2,000円

を  
「

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）の規定により国土交通大臣の登録を受けた者という。以下同じ。）が作成する図書により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適	一戸建ての住宅で、住宅を新築しようとする場合において国が定める基準（以下「新築基準」という。）によるもの	1戸	17,000円
		一戸建ての住宅で、住宅を増築し、又は改築しようとする場合において国が定める基準（以下「増改築基準」という。）によるもの	1戸	23,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅で、新築基準によるものであつて1棟の戸数が5以下のもの	1棟	28,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅で、新築基準によるものであつて1棟の戸数が5を超えるもの	1棟	42,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟	38,000円

	合すると市長が認めた場合	で、増改築基準によるものであって1棟の戸数が5以下のもの				
		一戸建ての住宅以外の住宅で、増改築基準によるものであって1棟の戸数が5を超えるもの	1棟	60,000円		
	上記以外の場合	一戸建ての住宅で新築基準によるもの	1戸	50,000円		
		一戸建ての住宅で増改築基準によるもの	1戸	73,000円		
		一戸建ての住宅以外の住宅で、新築基準によるものであって1棟の戸数が5以下のもの	1棟	86,000円		
		一戸建ての住宅以外の住宅で、新築基準によるものであって1棟の戸数が5を超えるもの	1棟	155,000円		
		一戸建ての住宅以外の住宅で、増改築基準によるものであって1棟の戸数が5以下のもの	1棟	144,000円		
		一戸建ての住宅以外の住宅で、増改築基準によるものであって1棟の戸数が5を超えるもの	1棟	230,000円		
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	建築をしようとする住宅の構造又は設備の変更の場合（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅の建築が完了した旨の報告が提出	登録住宅性能評価機関が作成する図書により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた住宅で新築基準によるとき。	一戸建ての住宅	1戸	2,000円
				一戸建ての住宅以外の住宅で1棟の戸数が5以下のもの	1棟	11,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅で1棟の戸数が5を超えるもの	1棟	19,000円	
		登録住宅性能評価機関が作成	一戸建ての住宅	1戸	3,000円	



された住宅の構造又は設備の変更の場合を除く。)	成する図書により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた住宅で増改築基準によるとき。	一戸建ての住宅以外の住宅で1棟の戸数が5以下のもの	1棟	22,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅で1棟の戸数が5を超えるもの	1棟	34,000円
	上記2区分以外のとき。	一戸建ての住宅で新築基準によるもの	1戸	16,000円
		一戸建ての住宅で増改築基準によるもの	1戸	24,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅で、新築基準によるものであって1棟の戸数が5以下のもの	1棟	40,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅で、新築基準によるものであって1棟の戸数が5を超えるもの	1棟	75,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅で、増改築基準によるものであって1棟	1棟	69,000円

		の戸数が5以下のもの		
		一戸建ての住宅以外の住宅で、増改築基準によるものであって1棟の戸数が5を超えるもの	1棟	112,000円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅の建築が完了した旨の報告が提出された住宅の構造又は設備の変更の場合	登録住宅性能評価機関が作成する図書により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた住宅で新築基準によるもの	一戸建ての住宅で新築基準によるもの	1戸	8,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅で1棟の戸数が5以下のもの	1棟	17,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅で1棟の戸数が5を超えるもの	1棟	25,000円
	登録住宅性能評価機関が作成する図書により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた住宅で増改築基準によるもの	一戸建ての住宅で増改築基準によるもの	1戸	9,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅で1棟の戸数が5以下のもの	1棟	28,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅で1棟の戸数が5を超えるもの	1棟	40,000円

	上記2区分以外のとき。	一戸建ての住宅で新築基準によるもの	1戸	22,000円
		一戸建ての住宅で増改築基準によるもの	1戸	30,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅で、新築基準によるものであって1棟の戸数が5以下のもの	1棟	46,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅で、新築基準によるものであって1棟の戸数が5を超えるもの	1棟	81,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅で、増改築基準によるものであって1棟の戸数が5以下のもの	1棟	75,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅で、増改築基準によるものであって1棟の戸数が5を超えるもの	1棟	118,000円

	上記2区分以外の場合	新築基準によるとき。	1件	2,000円
		増改築基準によるとき。	1件	3,000円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査			1件	2,000円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第3項の規定による管理者等が選任された場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査			1件	2,000円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査			1件	2,000円

に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の飯田市手数料条例の規定は、この条例の施行日以後に受け付ける申請に対する審査に係る手数料から適用し、施行日前に受け付けた申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第102号

飯田市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除  
に関する条例の制定について

飯田市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例を下記のとおり制定する。

令和3年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）の規定に基づき、過疎地域の持続的発展に資する産業振興を効果的に促進するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定による固定資産税の課税免除について、飯田市税条例（昭和32年飯田市条例第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（課税免除）

第2条 法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって飯田市が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、持続的発展計画に振興すべき業種として定められた事業の用に供する設備のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第1号イに規定する特別償却設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。）をした者について、次のいずれかに該当する物に対し固定資産税を課さない。

- (1) その事業の用に供される機械及び装置若しくはその事業に係る建物
- (2) 前号に規定する物の敷地である土地（その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）

2 前項の規定は、前項各号に規定する物について、前項第1号に規定する物を事業の用に供した日以後最初に到来する1月1日を賦課期日として固定資産税を課すべきこととなった年度から3年度分に限り適用する。

（課税免除の申請）

第3条 前条の規定による課税免除（以下「課税免除」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の初日の属する年の1月1日現在における当該固定資産について、次に掲げる事項を記載した書面を同月31日までに提出することにより、市長に申請しなけ

ればならない。

- (1) 所有者の住所及び氏名又は名称
- (2) 当該固定資産の内容、所在地、取得価額及び取得年月日
- (3) その他市長が必要と認める事項  
(課税免除に係る決定)

第4条 前条の規定による申請があったときは、市長は当該申請について審査したうえ、当該申請に係る物に対し課税免除を行うか否かを決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に際し、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、課税免除を行わない決定をする。

- (1) 申請に係る物が第2条の規定に適合しないと市長が認めた場合
- (2) 前条の規定による申請が期限までに行われなかった場合。ただし、申請が期限までに行われなかったことについて市長が正当な理由があると認めたときはこの限りでない。
- (3) 前条の規定により提出した書面に虚偽の記載をし、又はその他不正な行為により課税免除を受けようとしたと市長が認めた場合
- (4) 正当な理由がなく、地方税法第353条の規定により飯田市の徴税吏員が行う事項について、申請を行った者により次のいずれかの行為が行われた場合
  - ア 帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避する行為
  - イ 帳簿書類の検査に際し、虚偽の記載又は記録をしたものを提示する行為
  - ウ 質問に対し答弁をせず、又は虚偽の答弁をする行為(課税免除の取消し)

第5条 市長は、前条第1項の規定により行った課税免除の決定について、当該決定の後に申請者が前条第2項各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該決定を取り消すことができる。  
(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(この条例の失効)
- 2 この条例は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第2条第1項に規定する取得等については、同日後もなおその効力を有する。

## 議案第103号

## 飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和3年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

## 記

## 飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例（平成22年飯田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

千代下村第3地域振興住宅	飯田市千栄1011番地6	を
--------------	--------------	---

」

「

千代下村第3地域振興住宅	飯田市千栄1011番地6	に
千代下村第4地域振興住宅	飯田市千栄1017番地	

」

改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、市長が規則で定める日から施行する。

## 議案第104号

## 飯田市保育所型認定こども園設置条例の制定について

飯田市保育所型認定こども園設置条例を下記のとおり制定する。

令和3年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

## 飯田市保育所型認定こども園設置条例（案）

（設置）

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けて運営する認定こども園として、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、飯田市保育所型認定こども園（以下「保育所型認定こども園」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 保育所型認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
認定こども園 飯田市丸山保育園	飯田市今宮町2丁目113番地2
認定こども園 飯田市座光寺保育園	飯田市座光寺1716番地
認定こども園 飯田市松尾東保育園	飯田市松尾寺所5645番地1
認定こども園 飯田市下久堅保育園	飯田市下久堅知久平940番地2
認定こども園 飯田市上久堅保育園	飯田市上久堅7606番地
認定こども園 飯田市龍江保育園	飯田市龍江4680番地
認定こども園 飯田市竜丘保育園	飯田市桐林378番地
認定こども園 飯田市川路保育園	飯田市川路3467番地2
認定こども園 飯田市三穂保育園	飯田市伊豆木5451番地14
認定こども園 飯田市山本保育園	飯田市山本3340番地2
認定こども園 飯田市中村保育園	飯田市中村1840番地1
認定こども園 飯田市殿岡保育園	飯田市下殿岡1020番地
認定こども園 飯田市鼎名つば保育園	飯田市鼎名古熊2339番地
認定こども園 飯田市上郷西保育園	飯田市上郷黒田1488番地
認定こども園 飯田市上村保育園	飯田市上村856番地18
認定こども園 飯田市和田保育園	飯田市南信濃和田2596番地

（補則）

第3条 保育所型認定こども園の管理等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）



議案第104号2

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(飯田市保育所保育料徴収条例の一部改正)
- 2 飯田市保育所保育料徴収条例(昭和32年飯田市条例第22号)の一部を次のように改正する。  
第1条中「保育所」を「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所」に改める。  
(飯田市保育所設置条例の廃止)
- 3 飯田市保育所設置条例(昭和39年飯田市条例第13号)は、廃止する。

## 議案第105号

## 飯田市南信濃観光施設等条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市南信濃観光施設等条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和3年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

## 記

## 飯田市南信濃観光施設等条例の一部を改正する条例（案）

飯田市南信濃観光施設等条例（平成17年飯田市条例第93号）の一部を次のように改正する。  
別表第1中

「

飯田市南信濃便ヶ島森林公園施設	飯田市南信濃木沢592番地4
飯田市南信濃野外体験学習施設	飯田市南信濃南和田1041番地
飯田市南信濃和田特産物加工施設	飯田市南信濃村和田1206番地2

を

」

「

飯田市南信濃便ヶ島森林公園施設	飯田市南信濃木沢592番地4
飯田市南信濃和田特産物加工施設	飯田市南信濃和田1206番地2

に改める。

」

別表第3中

「

飯田市南信濃便ヶ島森林公園施設	12月1日から翌年の3月31日までの日
飯田市南信濃野外体験学習施設	12月29日から翌年の1月3日までの日

を

」

「

飯田市南信濃便ヶ島森林公園施設	12月1日から翌年の3月31日までの日
-----------------	---------------------

に改める。

」

## 附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

議案第106号

飯田市水道条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市水道条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和3年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市水道条例の一部を改正する条例（案）

飯田市水道条例（平成5年飯田市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を削る。

第17条中「とき又は」を「場合において、」に、「において必要がある」を「が必要」に改める。

第18条の見出し中「総代人」を「管理人」に改め、同条第1項中「総代人」を「管理人」に改め、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 給水装置を共用する者

第18条第2項及び第19条第1項中「総代人」を「管理人」に改める。

第22条第1項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りではない。

第22条第2項中「ときは、」を「場合において、管理者が必要と認めたときは」に改める。

第25条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第31条第2項中「第2条」を削り、「国民の祝日（以下「祝日」）を「休日（以下「休日」）に改める。

第32条第2項中「祝日」を「休日」に改める。

第33条第1項中「定めるところにより、申込人から手数料を」を「掲げる事務について、当該事務に係る申請者から当該各号に定める金額を手数料として」に改め、同項第1号及び第2号中「をする場合」を削り、同項第3号中「をする場合」を削り、同号ア中「3,080円」を「2,800円」に改め、同号イ中「5,140円」を「4,673円」に改め、同項第4号中「をする場合」を削り、同号ア中「3,080円」を「2,800円」に改め、同号イ中「5,140円」を「4,673円」に改め、同項第5号中「する場合」を削り、同条第2項中「申込人」を「前項の申請者」に、「祝日」を「休日」に改め、同条第3項中「に規定する」を「の規定により納付された」に改め、同条第4項中「第1項第3号から第5号まで」を「第1項第5号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行し、この条例による改正後の飯田市水道条例第33条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

## 議案第107号

## 飯田市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市体育施設条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和3年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

## 記

## 飯田市体育施設条例の一部を改正する条例（案）

飯田市体育施設条例（昭和54年飯田市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号の表中

飯田市高羽町テニスコート	飯田市高羽町2丁目6番地の1
--------------	----------------

を削り、同条第4号の表中

飯田市鼎中平1339番地の5	を	飯田市鼎中平1339番地5	に、
----------------	---	---------------	----

飯田市上郷黒田1614番地の1	を	飯田市上郷黒田1614番地1
-----------------	---	----------------

に改め、同条第6号の表中

飯田市宮の前4439番地の2	を	飯田市宮の前4439番地2
----------------	---	---------------

に改め、同条第7号の表中

飯田市上郷黒田1271番地の3	を	飯田市上郷黒田1271番地3
-----------------	---	----------------

に改める。

別表第1第3号中

飯田市高羽町テニスコート	午前8時30分から午後5時まで	12月1日から翌年3月31日まで
--------------	-----------------	------------------

を削り、同表飯田市桐林テニスコートの項及び飯田市矢高テニスコートの項休場日の欄中「12月1日」を「12月29日」に改め、同表中

「県営飯田運動広場テニスコート」を「県民飯田運動広場テニスコート」に改める。

別表第2第3項第1号中「飯田市高羽町テニスコート、」を削る。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

## 議案第108号

飯田市公民館条例及び飯田市文化センター条例の一部を改正する  
条例の制定について

飯田市公民館条例及び飯田市文化センター条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和3年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

## 記

飯田市公民館条例及び飯田市文化センター条例の一部を改正する条例  
(案)

(飯田市公民館条例の一部改正)

第1条 飯田市公民館条例(昭和51年飯田市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「

飯田市扇町35番地

を

」

「

飯田市本町1丁目15番地

に改める。

」

別表第1の14を同表の15とし、同表の13を同表の14とし、同表の12を同表の13とし、同表の11を同表の12とし、同表の10を同表の11とし、同表の9を同表の10とし、同表の8を同表の9とし、同表の7を同表の8とし、同表の6を同表の7とし、同表の5を同表の6とし、同表の4を同表の5とし、同表の3を同表の4とし、同表の2を同表の3とし、同表の1を同表の2とし、同表の2の前に次のように加える。

## 1 橋南公民館

会議室等の名称	冷暖房区分	会議室等の使用料		
		午前	午後	夜間
		午前8時30分から 正午までの間	午後1時から午後 5時までの間	午後6時から午後 10時までの間
会議室1	通常期間	円 800	円 800	円 1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
会議室2	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
会議室3	通常期間	1,100	1,100	1,500
	冷暖房期間	1,450	1,450	1,850

会議室 4	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
会議室 5	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
調理室	通常期間	1,600	1,600	2,100
	冷暖房期間	1,850	1,850	2,350

(飯田市公民館条例の一部改正)

第2条 飯田市公民館条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「

飯田市吾妻町139番地

を

「

飯田市東和町2丁目35番地

に改める。

別表第1の15を次のように改める。

15 飯田市公民館

(1) 会議室等

会議室等の名称	冷暖房区分	会議室等の使用料		
		午前	午後	夜間
		午前8時30分から 正午までの間	午後1時から午後 5時までの間	午後6時から午後 10時までの間
多目的ホール	通常期間	円 1,600	円 1,600	円 2,100
	冷暖房期間	2,100	2,100	2,600
楽屋A	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
楽屋B	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
談話室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
リハーサル室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
調理室	通常期間	1,600	1,600	2,100
	冷暖房期間	1,850	1,850	2,350
大会議室A	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,350
大会議室B	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,350
大会議室C	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,350
大会議室D	通常期間	800	800	1,050

	冷暖房期間	1,050	1,050	1,350
和室	通常期間	800	800	1,050
	冷暖房期間	1,050	1,050	1,300
中会議室	通常期間	550	550	750
	冷暖房期間	700	700	900
音楽練習室A	午前8時30分から午後10時までの間、30分ごとに500円とする。			
音楽練習室B	〃			

## (2) フリースペース及びシェアスペース

ア 時間 午前8時30分から午後10時まで

イ 使用料の額 使用する床面1平方メートル当たり1時間5円とする。ただし、使用する床面積が1平方メートルに満たない場合にあつてはこれを1平方メートルとし、1平方メートルに満たない端数が生じた場合にあつてはこれを1平方メートルとする。

(飯田市文化センター条例の一部改正)

第3条 飯田市文化センター条例（昭和51年飯田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

飯田市鼎文化センター条例

第1条中「飯田市文化センター」を「飯田市鼎文化センター」に改める。

第2条中「飯田市文化センター」を「飯田市鼎文化センター」に改め、「という。）を」の次に「飯田市鼎中平1339番地5に」を加える。

第3条を削り、第3条の2を第3条とする。

別表第1の1を削り、同表の2中「飯田市鼎文化センターの」を削り、同表の2を同表の1とし、同表の3を削り、同表の4中「飯田市鼎文化センターの」を削り、同表の4を同表の2とする。

別表第2中「1 飯田市教育文化センター及び飯田市鼎文化センターの備品等の使用料」を「備品等の使用料」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、市長が規則で定める日から施行する。



議案第109号

飯田市過疎地域持続的発展計画の策定について

飯田市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定したいから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

# 飯田市過疎地域持続的発展計画（案）

令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）

長野県 飯田市

# 目 次

1	基本的な事項	
(1)	飯田市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	4
(3)	行財政の状況	9
(4)	地域の持続的発展の基本方針	10
(5)	計画の位置づけ	11
(6)	地域の持続的発展のための基本目標	11
(7)	計画達成状況の評価に関する事項	11
(8)	計画期間	11
(9)	公共施設等総合管理計画との整合	11
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
3	産業の振興	16
4	地域における情報化	20
5	交通施設の整備、交通手段の確保	22
6	生活環境の整備	24
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上・増進	26
8	医療の確保	28
9	教育の振興	29
10	集落の整備	31
11	地域文化の振興等	32
12	再生可能エネルギーの利用の促進	34
13	その他	35

## 1 基本的な事項

### (1) 飯田市の概況

#### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

##### ○飯田市全域

###### 〔自然的条件〕

当市は、日本の中央、長野県の最南端に位置し、東に南アルプス、西に中央アルプスがそびえ、南北に天竜川が貫く日本一の谷地形が広がり、市の面積の658.66km<sup>2</sup>のうち森林面積は555.97km<sup>2</sup>(約84%)にのぼり、豊かな自然と優れた景観、四季の変化に富み、動植物の南北限という気候風土に恵まれています。

天竜川最下流部から南アルプスの聖岳まで標高差2,700mを超える国内最大級の谷地形の中に、何段にも形成された段丘や、日本で一番長い断層である中央構造線が刻んだ遠山谷などがあり、国内でも有数の変化に富んだ地形です。気候は、内陸性の気候で、年平均気温が摂氏13.7度、年間降水量は2,149.0mm、日照時間が2,116.5時間(令和2年(2020年)飯田観測所)となっており、冬季の降水量が少なく、昼夜の気温差が大きいのが特徴です。

###### 〔歴史的条件〕

明治22年(1889年)に飯田町として町制を敷き、昭和12年(1937年)4月1日には上飯田町と合併し、飯田市として新しく発足しました。以来、昭和31年(1956年)9月30日には座光寺村、松尾村、竜丘村、伊賀良村、山本村、三穂村及び下久堅村の7村と合併、昭和36年(1961年)3月31日に川路村と合併、昭和39年(1964年)3月31日に龍江村、千代村及び上久堅村の3村と合併、昭和59年(1984年)12月1日に鼎町と合併、平成5年(1993年)7月1日に上郷町と合併、そして平成17年(2005年)10月1日に上村及び南信濃村の2村と合併しました。

市域の総面積658.66km<sup>2</sup>のうち、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(令和3年法律第19号。以下「法」といいます。)第3条の規定により過疎地域とみなされる上村地区が126.50km<sup>2</sup>、南信濃地区が206.85km<sup>2</sup>で、市域全体の約半分を占めています。

###### 〔社会的・経済的諸条件〕

古くは東山道や三州街道の要衝として発展、昭和12年(1937年)には飯田線が全線開通し、地域経済の基盤を支えてきました。昭和57年(1982年)に中央自動車道が全線開通すると、首都圏への所要時間が大幅に短縮され地域経済の発展に大きな影響を与えました。更に、平成20年(2008年)には三遠南信自動車道飯田山本インターから天龍峡インター間、次いで令和元年度(2019年度)には、天龍峡インターから飯田上久堅・喬木富田インター間の供用が開始され、名勝天龍峡の活性化と飯田下伊那地域全域の利便性の向上に寄与しています。令和9年(2027年)にはリニア中央新幹線の開業を予定し、三遠南信自動車道も全線開通に向けて着実に工事が進められている状況にあることから、長野県の南の玄関口として、交流人口の増に向けた取組に着手しています。

一方で、高度経済成長期の都市部への人口流出、その後の出生率の低下など複合的な要因により、地域の少子化・高齢化が進行する中、市の総合計画「いいだ未来デザイン2028」では、キャッチフレーズを「合言葉はムトス 誰もが主役 飯田未来舞台」として掲げ、分権型社会や人口減少社会の到来により、社会構造が大きく変化する中で、まちづくりへの意思や意欲を表す言葉である「ムトス」の精神を大切にしながら、8つの目指すまちの姿を定め、活気のある明るく住みよい地域づくりへの取組を進めています。

更に、住民の生活圏や経済圏が拡大している今日において、地域活性化には圏域全体の取組が重要であるという考えから、平成21年(2009年)3月に国の「定住自立圏構想」に則り、飯田下伊那を圏域とする定住自立圏の「中心市宣言」を行い、同年7月には全国に先駆け、各町村と「定住自立圏形成協定」を締結しました。現在、この協定に基づき、構成市町村がそれぞれの特色を生かし、圏域全体として、安心して定住できる魅力ある地域づくりに取り組んでいます。

また、当市では、平成9年(1997年)に、地球環境の保全に関する施策を講じ環境の保全に関する国際協力の推進に努めることを定めた「飯田市環境基本条例」を施行し、平成19年(2007年)には、「環境文化都市宣言」を行い、市民、事業者、行政など多様な主体の積極的な参加と行動とによって人も自然も輝く個性ある飯田市を築くことを誓いました。平成21年(2009年)には、国から「環境モデル都市」に選定され、以来温室効果ガスの大幅な削減目標を掲げた取組を全国に先駆けて行ってきました。

令和3年(2021年)3月19日には、市民の代表である飯田市議会、事業者の代表である飯田商工会議所との三者共同で、環境文化都市宣言に基づき、令和32年(2050年)までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、それを実現するための市民生活、事業活動、行政施策などを、市民、事業者、行政などが協働して地域ぐるみで力強く進めていくことを誓い合い、「2050年いいだゼロカーボンシティ宣言」を行い、環境を軸とした地域づくりを進めています。

## ○上村地区

### 〔自然的条件〕

市中心部から東端に位置し、面積の98%は山林原野であり、東は南アルプスの兎岳・大沢岳をもって静岡県静岡市に、北は下伊那郡大鹿村に、南は南信濃地区に西は伊那山脈をもって上久堅地区及び千代地区並びに下伊那郡喬木村に接しています。

地区の最北端を源に流れ下る上村川は、地区の中央部を南北に縦断する中央構造線沿いに南下し、伊那山脈と南アルプスの山峡で渓谷をなしています。

地形は極めて厳しく、急斜面に耕地が広がる山里には、日本のチロルと呼ばれる「下栗」集落のほか、わずかな平坦地に「程野」、「中郷」、「上町」の集落があります。

### 〔歴史的条件〕

明治8年(1875年)に遠山村に合併、同18年(1885年)和田村外4か村の連合体となり、明治22年(1889年)町村制実施とともに和田村外4か村組合として永く続きましたが、昭和22年(1947年)地方自治法の施行とともに上村として独立し、平成17年(2005年)10月1日に飯田市と合併しました。

### 〔社会的・経済的諸条件〕

日本百名山に数えられる聖岳、光岳を擁する南アルプスを眼前にした雄大な眺望を誇る「しらびそ高原」、急斜面に耕地が広がる山里の素朴な景観が魅力であるため日本のチロルと呼ばれる「下栗の里」など、自然景観、森林資源、水資源など大自然の恵みと、貴重な民俗文化を生かした観光振興や林業振興を推進してきました。また、平成22年(2010年)に国際学会誌「隕石と惑星の科学」に論文が掲載された「御池山隕石クレーター」は、学術的に貴重な日本初の隕石クレーターとして地域の知名度向上や誘客が期待されています。更に、南アルプスがユネスコエコパーク及びジオパークに登録されるなど地域資源の複合的な有効活用が期待されています。

平成6年(1994年)3月には、隣村の下伊那郡喬木村と上村地区最北の程野集落を結ぶ矢筈トンネルが供用開始となりました。市街地への時間短縮と冬期間等の安全な通行が確保され、産業物資の運搬及び観光客の増加に大きく寄与しています。地区の中心を南北に流れる上村川に沿って走る国道152号も、三遠南信自動車道の現道活用区間として改良が進み、地域住民の利便性の向上と、観光や林業など産業の効率化に期待が持てる状況となってきていますが、現在工事中の区間も合わせて「命を繋ぐ道」として、三遠南信自動車道の早期全線開通が望まれています。

一方で、同じ国道152号の隣村の下伊那郡大鹿村への区間については、未開通のため現在は市道が代替路線となっており、広域的な観光事業の発展、地域経済圏の拡大のためにも早期整備に期待を寄せています。

## ○南信濃地区

### 〔自然的条件〕

市中心部から南東に位置し、面積の97%は山林原野であり、北東は上村地区、北西は下伊那郡泰阜村、南西に下伊那郡天龍村、そして南東は静岡県浜松市及び静岡市に接しています。

南アルプスの兎岳、聖岳、光岳、南に熊伏岳、西に黒石岳といった山々が連なり、これらの山麓が遠山川及びその支流を挟んで複雑に起伏するV字状の谷を形づくっています。

遠山川流域のわずかな平坦地に地区の中心となる集落があり、これらを取り巻くように支流域や比較的傾斜の緩やかな山腹に耕地がひらかれ、大きくは「和田」、「八重河内」、「南和田」、「木沢」の4地域に分かれています。

### 〔歴史的条件〕

明治8年(1875年)に、上村、木沢村、和田村及び八重河内村が統合され遠山村になりましたが、合併・分村の歴史をたどり、昭和35年(1960年)に南信濃村が誕生し、平成17年(2005年)10月1日に飯田市と合併しました。

### 〔社会的・経済的諸条件〕

古くは秋葉街道の要衝の宿場町として栄え、現在でも県境を接する静岡県から多くの観光客が訪れており、天然温泉「かぐらの湯」と、旧和田宿を中心とした観光振興を推進してきました。また、地区の中心地に「福祉の里」として特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、高齢者共同住宅等を整備するなど、福祉施策に力を入れてきました。

これからは、観光振興とともに、水資源のかん養をはじめ自然環境の形成や二酸化炭素の吸収源として地球温暖化対策にも大きな役割をもつ森林資源の保全と活用が重要です。

また、南アルプス南部の登山口であるという立地条件や、上田市を起点に浜松市に通じる国道152号、南信濃地区と下伊那郡天龍村や下伊那郡阿南町を結ぶ国道418号、更に、三遠南信自動車道が通過する交通の要衝であることを生かし、信州の玄関口となる広域交流の拠点として地域の魅力を更に高めていくことが必要です。平成28年(2016年)には三遠南信自動車道の現道活用区間である和田工区が完成し、上村程野地区から南信濃八重河内地区まで二車線で結ばれることとなりました。現在工事中の青崩トンネル(仮称)の早期完成と、全線開通が望まれています。

## イ 上村地区・南信濃地区における過疎の状況

上村地区の国勢調査人口は、昭和35年(1960年)に2,148人でしたが、55年後となる平成27年(2015年)には413人(△80.8%)に減少しています。同じく南信濃地区では、6,066人が1,475人(△75.7%)に減少しています。林業を中心とした産業から地域外への就業への移行や、若者世代の流出による婚姻・出生数の減少などにより、人口減少に歯止めがかからない状況です。

このような状況から、これまでの過疎対策としては、住民の暮らしに直結する道路や水道などの環境整備を行いつつ、豊かな自然環境や地理的空間の中での多様な居住・生活様式を実現する場として、地域の自立促進を図ってきました。

今後も、住民福祉の向上と持続可能な地域社会を実現するため、生活環境基盤の整備、公益的サービス及び就業機会の確保並びに農地及び山林の保全を進めるとともに、地域の特性を生かした文化及び自然環境の保全、継承に取り組むことで、持続的な地域づくりを行っていく必要があります。

当市では、出生率の低下に歯止めをかけるべく、安心して子育てのできる環境整備を重点に置いた子育て支援策を重点施策と位置付けてきましたが、今後は更に三遠南信地域や中京圏を中心に交流人口を増やすほか、移住・定住策の促進などあらゆる施策を展開し、人口減少に一定の歯止めをかけていくことが重要となります。

また、地域住民自らが地域の将来像を描いた「地区基本構想」を定め地域が一丸となり新たな一歩を踏み出し、次世代につないでいく自治活動を進めています。

上村地区では「小さくともキラリと光る郷・かみむら」を将来像に掲げ、若者等が定住できる郷づくり、誰もが健やかに安心して暮らし続けられる郷づくり、自然と歴史を生かして伝統文化を育む郷づくりを目標にしています。

南信濃地区の基本構想では、基本理念を「住んでも来てもよいところ～住む人が輝き、暮らしやすいと思える場所、訪れる人もこちよい場所～」と定め、キャッチフレーズを「ここで暮らす」とし、移住定住を軸に7つの基本目標に掲げ、地域としての活動を進めています。

## ウ 社会経済的発展の方向

林業等の衰退により、産業構造は第1次産業から第2次・第3次産業へ移行してきています。秋葉街道の宿場町であった時代背景から、旅館業や住民の生活に必要な様々な商業が営まれている一方で、後継者問題などの課題も顕在化してきています。また、南アルプスが創り出した急しゅんな地形から、平坦地が少なく、地形を生かした特産品のお茶栽培が行われてきましたが、遊休荒廃化が進み、先人たちが築き上げてきたこの地域ならではの景観にも影響が出始めています。

全国的な人口減少社会を迎え、少子高齢化が避けられない状況となっており、地域経済の縮小や雇用機会の減少、地域コミュニティの担い手不足、少子化に伴う学校の存続問題のほか、高齢化に伴う社会保障費の増加や生活基盤の維持管理費の増加など、様々な課題が生じてきています。

このような状況の中、自然に恵まれた観光資源や伝統的な文化の宝庫としての地域の特徴を生かした地域振興を図るとともに、交流人口・関係人口の創出・拡大を入口とした、移住・定住をさらに推し進めることが必要となっています。

また、地域の活性化を図るための戦略を展開していくためには、その中核として活躍する人材の育成が重要です。このため、次世代を担う地域の若者の活躍の場を創出するとともに、外からの視点で地域おこし協力隊や移住者との交流を深め、持続可能な地域づくりに向け取組を行っていくことが必要です。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人口の推移

直近の住民基本台帳を基にしたデータから分析を行うと、上村地区及び南信濃地区（以下「両地区」といいます。）を除く市内の高齢化率32.2%に対し、両地区の高齢化率は60.0%と、市内20地区の中で最も高くなっています。特に若者世代の流出による出生数の低下が著しく、今後保育園や小中学校の存続が危ぶまれています。

表1-1 (1) -ア 上村・南信濃地区 人口の推移（国勢調査） 単位：人・%

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	8,214	4,956	△39.7	3,907	△21.2	2,761	△29.3	1,888	△31.6
0歳～14歳	3,011	1,012	△66.4	487	△51.9	239	△50.9	138	△42.3
15歳～64歳	4,642	3,149	△32.2	2,353	△25.3	1,223	△48.0	659	△46.1
うち 15歳～29歳(a)	1,407	569	△59.6	326	△42.7	245	△24.8	89	△63.7
65歳以上(b)	561	795	41.7	1,067	34.2	1,229	15.2	1,076	△12.4
年齢不詳	—	—	—	—	—	—	—	15	—
(a)/総数 若年者比率	17.1	11.5	—	8.3	—	8.9	—	4.75	—
(b)/総数 高齢者比率	6.8	16.0	—	27.3	—	44.5	—	57.0	—

表1-1 (1) -イ 飯田市（上村・南信濃地区含む） 人口の推移（国勢調査） 単位：人・%

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	116,116	112,049	△3.5	114,309	2.0	108,624	△5.0	101,581	△6.5
0歳～14歳	33,585	24,974	△25.6	20,257	△18.9	16,052	△20.8	13,609	△15.2
15歳～64歳	74,083	73,900	△0.2	73,182	△1.0	64,143	△12.4	55,546	△13.4
うち 15歳～29歳(a)	26,131	21,974	△15.9	19,156	△12.8	15,235	△20.5	12,162	△20.2
65歳以上(b)	8,448	13,175	56.0	20,870	58.4	28,094	34.6	31,447	11.9
年齢不詳	—	—	—	—	—	335	—	979	—
(a)/総数 若年者比率	22.5	19.6	—	16.8	—	14.0	—	12.0	—
(b)/総数 高齢者比率	7.3	11.8	—	18.3	—	25.9	—	31.0	—

表1-1(1)一ウ 直近5年間の人口推移(住民基本台帳)

単位:人・%

区分	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	市全体	上村・南信濃地区	市全体	上村・南信濃地区	市全体	上村・南信濃地区	市全体	上村・南信濃地区	市全体	上村・南信濃地区
総数	103,023	1,907	102,012	1,839	101,111	1,758	100,008	1,677	98,921	1,638
年少人口	13,632	117	13,375	113	13,075	114	12,724	100	12,448	90
人口比率	13.2	6.1	13.1	6.1	12.9	6.5	12.7	6.0	12.6	5.5
生産年齢人口	57,303	693	56,485	669	55,789	624	54,948	582	54,131	566
人口比率	55.6	36.3	55.4	36.4	55.2	35.5	54.9	34.7	54.7	34.6
老年人口	32,088	1,097	32,152	1,057	32,247	1,020	32,336	995	32,342	982
人口比率	31.2	57.5	31.5	57.5	31.9	58.0	32.3	59.3	32.7	60.0

※各年3月末現在

## イ 産業の推移と動向

両地区における平成27年(2015年)国勢調査による産業別人口の総数は776人となっており、昭和50年(1975年)から平成27年(2015年)までの40年間で、1,720人減少しています。

就業人口比率の推移では、昭和50年(1975年)から平成27年(2015年)までの40年間で、第1次産業が35.1%から8.5%へ、第2次産業も36.3%から29.0%へ低下していますが、第3次産業については、28.2%から60.3%へ上昇しています。

これら産業構造の変化は、これまでの過疎対策における観光振興や道路などのインフラ整備による効果によるものと推察されます。一方で人口減少や長期化した景気の低迷などから、事業所を取り巻く経営環境は厳しさを増し、また、従事者の高齢化や後継者不足などの問題が顕在化してきています。

表1-1(2)一ア 産業別人口の推移(上村・南信濃地区) ※国勢調査

単位:人・%

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
純総数	3,944	3,232	△18.1	3,021	△6.5	2,496	△17.4	2,397	△4.0	2,323	△3.1
第1次産業	2,495	1,862	△25.4	1,370	△26.4	877	△36.0	687	△21.7	560	△18.5
就業人口比率	63.3	57.6		45.4		35.1		28.7		24.1	
第2次産業	664	595	△10.4	832	39.8	905	8.8	1,012	11.8	1,107	9.4
就業人口比率	16.8	18.4		27.5		36.3		42.2		47.7	
第3次産業	785	775	△1.3	818	5.6	704	△13.9	694	△1.4	655	△5.6
就業人口比率	19.9	24.0		27.1		28.2		29.0		28.2	

区分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
純総数	2,110	△9.2	1,824	△13.6	1,546	△15.2	1,246	△19.4	1,027	△17.6	776	△24.4
第1次産業	246	△56.1	278	13.0	88	△68.4	139	58.0	131	△5.8	66	△49.6
就業人口比率	11.7		15.2		5.7		11.2		12.8		8.5	
第2次産業	1,151	4.0	830	△27.9	722	△13.0	397	△45.0	278	△30.0	225	△19.1
就業人口比率	54.6		45.5		46.7		31.9		27.1		29.0	
第3次産業	712	8.7	715	0.4	735	2.8	708	△3.7	531	△25.0	468	△11.9
就業人口比率	33.7		39.2		47.5		56.8		51.7		60.3	



表1-1(2)-イ 産業別人口の推移(飯田市全域)

※国勢調査

単位:人・%

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
純総数	56,207	56,070	△0.2	60,281	7.5	57,981	△3.8	59,948	3.4	60,838	1.5
第1次産業	23,889	19,771	△17.2	17,309	△12.5	13,071	△24.5	11,610	△11.2	10,051	△13.4
就業人口比率	42.5	35.2		30.8		23.3		20.7		17.9	
第2次産業	12,576	14,922	18.7	19,763	32.4	19,885	0.6	21,466	8.0	23,539	9.7
就業人口比率	22.4	26.6		35.2		35.4		38.2		41.9	
第3次産業	19,742	21,377	8.3	23,186	8.5	24,949	7.6	26,853	7.6	27,209	1.3
就業人口比率	35.1	38.0		41.3		44.4		47.8		48.4	

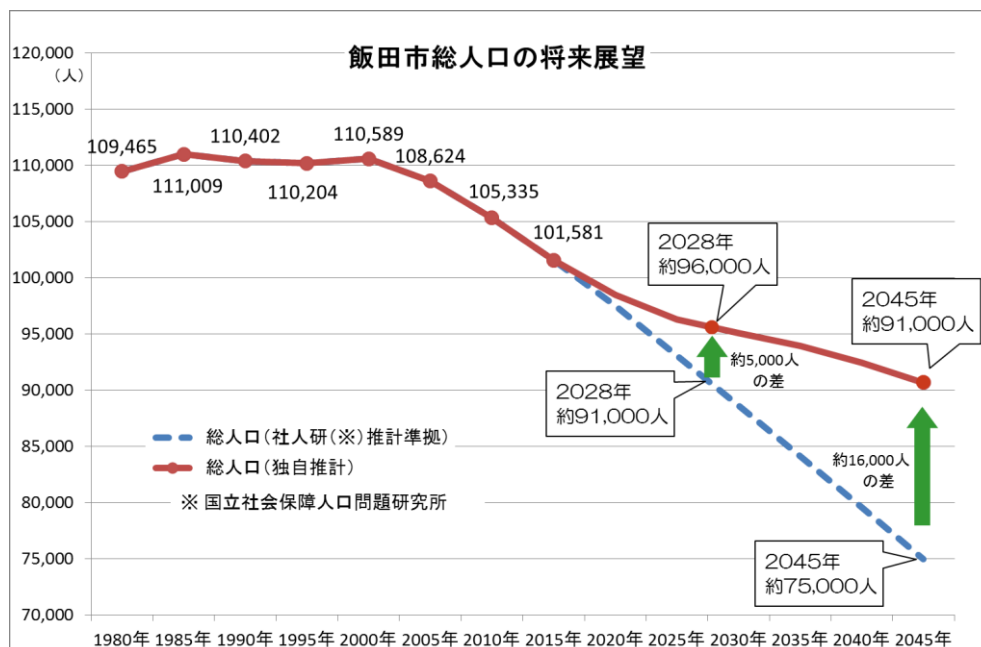
区分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
純総数	61,421	1.0	61,582	0.3	60,530	△1.7	58,036	△4.1	55,280	△4.8	52,685	△4.7
第1次産業	8,188	△18.6	7,581	△7.4	6,535	△13.8	6,415	△1.8	4,837	△24.6	4,297	△11.2
就業人口比率	14.6		13.5		11.6		11.4		8.6		7.6	
第2次産業	24,422	3.8	23,250	△4.8	22,233	△4.4	19,682	△11.5	16,879	△14.2	16,518	△2.1
就業人口比率	43.5		41.4		39.6		35.0		30.0		29.4	
第3次産業	28,748	5.7	30,694	6.8	31,703	3.3	31,490	△0.7	30,313	△3.7	30,225	△0.3
就業人口比率	51.2		54.6		56.4		56.0		53.9		53.8	

※純総数及び就業人口比率は、分類不能の産業を含む。

## ウ 飯田市人口の将来展望

### ① 定住人口

社人研推計によると、当市の総人口は令和10年（2028年）に約91,000人、30年後の令和27年（2045年）に約75,000人になると推計されていますが、子どもを産み育てやすい環境を生かした若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる政策や、飯田独自のライフスタイルの提案による新たな人の流れづくりなどに積極的に取り組み、令和10年（2028年）は約96,000人、令和27年（2045年）は約91,000の人口を維持することを目指します。



【合計特殊出生率の設定】2014年:1.76 → 2028年:1.92 → 2045年:2.07

【社会動態の設定】2015年:-200人 → 2028年:+300人 → 2045年:+150人

### ② 交流人口

平成26年（2014年）現在、休日の滞在人口率<sup>※3</sup>は1.44倍（滞在人口<sup>※2</sup>151,000人）ですが、山・里・まちの魅力をも効果的に引き出す観光振興施策等の取組や、リニア開業に伴う都市部との時間距離の大幅な短縮を生かした、飯田の魅力発信による交流人口拡大の政策効果により、休日滞在人口率を令和10年（2028年）は1.62倍（休日滞在人口156,000人）、令和27年（2045年）は2.00倍（休日滞在人口182,000人）まで引き上げ、定住人口の2倍の人が行き交うまちを目指します。

【滞在人口の目標値】

	平成26年 (2014年)	令和10年 (2028年)	令和27年 (2045年)
休日滞在人口率	1.44倍	1.62倍	2.00倍
休日滞在人口（人）	151,000	156,000	182,000

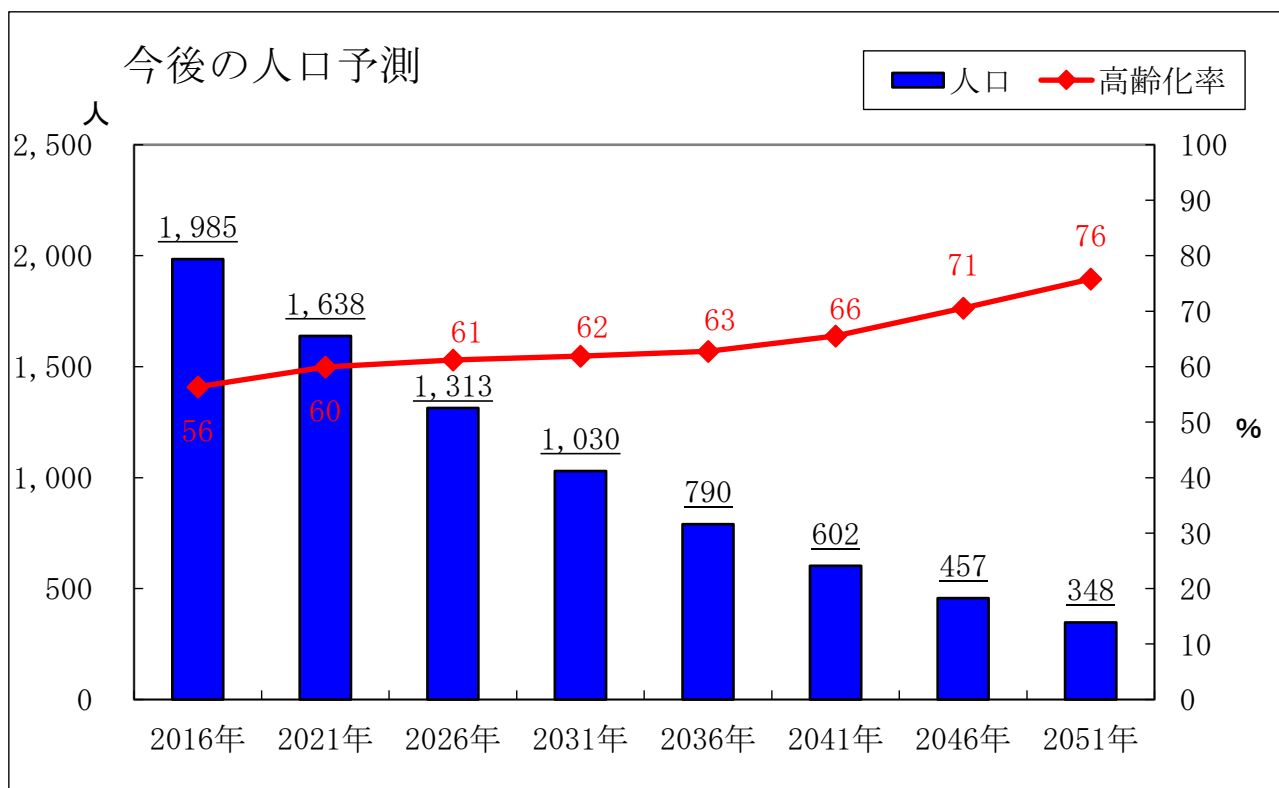
※2 滞在人口：市町村単位で2時間以上滞留した人の数をいう。

※3 滞在人口率：滞在人口÷国勢調査人口で表され、ある地域の滞在人口が国勢調査人口と比べてどれだけ多いかを示している。

【出典：株式会社A g o o p 「流動人口データ」】

## エ 上村・南信濃地区における人口予想

※平成28年（2016年）4月及び令和3年（2021年）4月現在の住民基本台帳の数値を基にコーホート（同一年齢区分に属する出生者集団）法による人口推計を算出



### (3) 行財政の状況

両地区は、昭和45年（1970年）に「過疎地域対策緊急措置法」により過疎地域指定を受けて以降、主に過疎対策事業債を活用して上下水道、道路、難視聴対策ケーブルテレビ、デイサービスセンター、診療所などの社会基盤整備や、自立促進のための産業及び観光施設の整備を実施してきました。しかし、地理的、地形的条件により、特に道路、水道、防災施設などの基礎的な社会基盤の整備状況は市街地と比較して格差が大きい状況が続いています。

合併前の旧上村、南信濃村の財政状況は、村税等の自主財源に乏しく財政基盤はぜい弱でしたが、計画的な財政運営により、起債制限比率、経常収支比率などの指標はおおむね健全な範囲を保っていました。

当市全体の財政状況は、これまで行財政改革の取組を着実に進めてきた成果もあり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による指標やその他主要財政指標については健全な状況となっています。しかしながら、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通に向け、大規模なインフラ等の公共施設整備への投資が想定されるとともに、公共施設の老朽化が進み、更新・改修コストの増加が避けられない状況です。更に、高齢化の進行による社会保障費の増大や、人口減少等に伴う市税収入の減なども財政を圧迫する要因として危惧されます。そのため、引き続き健全な行財政運営に努める必要があるとともに、予想される厳しい状況を打開するため、多様な主体の総合力によって市民生活の維持・充実を図っていくことが重要となっています。

表1-2 (1) 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	45,233,219	46,095,030	47,633,941
一般財源	27,593,751	28,449,450	28,610,117
国庫支出金	5,384,060	5,297,012	5,919,750
都道府県支出金	2,954,708	2,553,961	2,850,212
地方債	4,196,000	4,452,300	4,500,100
うち過疎債	132,500	125,400	111,300
その他	5,104,700	5,342,307	5,753,762
歳出総額 B	43,693,890	44,900,391	45,878,653
義務的経費	18,282,636	19,059,157	20,013,491
投資的経費	6,383,239	5,653,561	6,985,962
うち普通建設事業	6,144,004	5,507,068	6,844,458
その他	19,028,015	20,187,673	18,879,200
(過疎対策関連事業費)	(381,253)	474,274	460,335
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,539,329	1,194,639	1,755,288
翌年度へ繰越すべき財源 D	378,531	147,180	190,620
実質収支 C-D	1,160,798	1,047,459	1,564,668
財政力指数	0.558	0.529	0.540
公債費負担比率 (%)	15.4	14.8	15.7
実質公債費比率 (%)	9.9	7.8	8.4
起債制限比率 (%)	-	-	-
経常収支比率 (%)	84.1	88.7	88.4
将来負担比率 (%)	8.3	6.3	26.6
地方債現在高	40,085,111	44,197,491	42,040,686

表1-2(2)-ア 上村・南信濃地区 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末
市 町 村 道			
改 良 率 (%)	4.6	44.3	52.0
舗 装 率 (%)	9.5	53.2	57.7
耕地1ha当たり農道延長 (m)	18.8	31.9	58.1
林野1ha当たり林道延長 (m)	3.5	1.6	3.7
水 道 普 及 率 (%)	73.9	80.8	80.1
水 洗 化 率 (%)	0.7	0.9	27.2
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0.0	0.0	0.0

表1-2(2)-イ 飯田市(上村・南信濃地区含む) 主要公共施設等の整備状況

区 分	平成22年度末	令和元年度末
市 町 村 道		
改 良 率 (%)	46.5	51.00
舗 装 率 (%)	77.6	85.18
耕地1ha当たり農道延長 (m)	8.3	8.4
林野1ha当たり林道延長 (m)	4.0	4.0
水 道 普 及 率 (%)	98.7	99.2
水 洗 化 率 (%)	85.1	89.9
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	14.5	14.1

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

過疎地域においては、これまで生活、産業、交流、地域資源など様々な分野に及ぶ取組が行われ一定の成果を上げてきました。しかしながら、高齢化の進行や少子化の影響による人口減少に歯止めがかからない状況です。

一方で今後リニア中央新幹線や三遠南信自動車道といった交通インフラの整備にともない、移動時間が大幅に短縮されることにより、今までにない人の流れが生まれてくることが予想されます。

このため、人口減少の影響を最小限に留め持続可能な地域づくりに向け、次の5つの柱を基本方針と定め、地域と行政の協働により様々な事業を効果的に展開するよう努めます。

##### ○現在住んでいる住民が誇りと愛着を持って住み続ける地域づくり

今住んでいる人が生き生きと暮らしていることは、地域外から訪れた人にとっても「関わり」を持ちたいといった思いにつながる要素を秘めています。そこに暮らす人々が地域に誇りと愛着を持ち続けられるような環境づくりと、地域内外の人と人とのつながりを高めていく取組を進めます。

また、今後も住み続けていくために必要な生活基盤・環境整備や、地域にある生活課題の解決に向けた取組を協働して進めます。

##### ○地域の営みを活かした起業(産業)展開から拡がる地域づくり

この地域では、豊富な農林業資源を活用したグリーン・ツーリズム、エコ・ツーリズムなどが展開され、地域内外の交流のきっかけや産業に結びつく取組が行われてきています。地域や集落の点検の中から交流の基となる暮らしを産業につなげる取組と、地域の特色を活かしたコミュニティビジネスに結びつける取組を進めます。

##### ○地域の魅力と資源を活かして交流を促進し、関係人口を増やす地域づくり

この地域には住んでいる人には当たり前と感じづいていない潜在的な力を秘めています。地域に

住む人たちが、地域の魅力に気づく取組とあわせ、地域外の人に何度も訪ねてもらうような交流を行い、関係人口を増やす取組を進めます。

#### ○地域外からの移住者を増やし、ともに未来を拓く地域づくり

どのような人に来てほしいかといったイメージを地域の中で共有し、その様な層をターゲットにした交流を進めていくことが大切です。また、移住者を地域づくりを共に行う仲間として受け入れる意識づくりが必要です。これらを行うために、移住者と今住んでいる人を結ぶ、身近に相談できる人づくりを進めます。

#### ○チャレンジから生まれる次世代につなぐ地域づくり

地域に住む人や地域団体、行政、地域とのつながりの中から関わりを持ってくれている方、これから関係性を共に築ける可能性のある方など、いろいろな人が参加して地域課題に向き合うことで、今までよりたくさんの方を試すことができます。歴史的にも経験したことのない人口減少社会において、可能性を拓くためのチャレンジを行う中では、様々な壁にぶつかる時もあります。これらの壁も多くの人に関わりの中で乗り越えながら、試行錯誤とチャレンジを繰り返し、次世代に地域をつなぐ取組を進めます。

#### (5) 計画の位置づけ

長野県過疎地域持続的発展方針を基にし、前過疎地域自立促進計画からの継続性を持った、いいだ未来デザイン2028における分野別計画の一つとして位置付けます。また、「第2次飯田市中山間地域振興計画」及び両地区における基本構想を具体化するものとして計画を推進します。

#### (6) 地域の持続的発展のための基本目標

人口予想と2地区基本構想で目指す地域の人口ビジョンなどから、定住人口目標を次のとおり定めます。

定住人口の目標		令和7年度（2025年度） (R8.3.31)
上村・南信濃地区 の人口	推計	1,313人
	目標	1,350人以上

※住民基本台帳を基にコーホート計算による試算

※目標：2地区基本構想を参考に算出

定住人口目標を達成するために、毎年各地区1組の移住定住者の確保が必要となります。このため移住定住者目標を次の様に定めます。

移住定住者の増加（目標）	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
上村・南信濃地区への 移住世帯数	2	2	2	2	2

#### (7) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、総合計画「いいだ未来デザイン2028」の評価と同様とし、PDCAサイクルに基づいた効果検証や進捗管理を毎年行います。また、その結果について市ウェブサイトにて公表します。

#### (8) 計画期間

計画期間は、令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの5か年間とします。

#### (9) 公共施設等総合管理計画との整合

当市では、住民福祉の向上・地域コミュニティの形成、福祉・高齢者交流支援など多様化する市民

ニーズに対応するため、多くの公共施設等を整備してきました。これらの施設は、それぞれの目的に応じて活用されることにより、生活・産業の基盤施設としての役割を果たしています。

しかし、建物施設の6割が築30年以上を経過し、今後、老朽化に伴う更新・改修コストの増加が避けられない状況にあります。また、建物以外のインフラ施設等についても、施設の老朽化対策など計画的な維持補修等が大きな課題となっています。

このような課題に対応するため、建物施設を対象に施設の長寿命化や管理運営の見直しなど施設保有量の最適化を定めた「飯田市公共施設マネジメント基本方針」に、インフラ施設等を加え「飯田市公共施設等総合管理計画」を策定し、自治体運営の規模にあった適正な管理を行うこととしました。

建物施設及びインフラ施設ともに、将来、全ての施設を改修・更新することは、更新費用の推計からも大変厳しい状況です。長寿命化や管理運営の見直しによる施設の統廃合等を進めるにあたっては、可能な限り次世代に負担を残さない効率的な公共施設等の維持管理の実現を目指す一方で、地域の課題に即した施設のあり方に基づき、複合化・多機能化も視野に入れた効果的な市民サービスの提供により、暮らしやすい地域づくりを実現していかなければなりません。

両地区においては、これまで道路や上下水道、福祉施設、産業振興施設などの社会基盤の整備に努めてきましたが、特に、建物施設は、老朽化が進んでおり、耐震化を含めた更新・改修を重要な課題と捉え、インフラ施設等も含めて、引き続き整備が必要な状況にあります。

これら両地区の公共施設等については、「飯田市公共施設マネジメント基本方針」及び「飯田市公共施設等総合管理計画」を基本としつつ、過疎計画による基本方針を踏まえ、地域が主体的に考える場を設けて十分な意見交換を行いながら、課題に対応していくものとします。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ア 移住・定住

- ・両地区の人口は、令和3年(2021年)3月末現在で、上村地区384人、南信濃地区1,254人であり、10年前より上村地区は△142人、南信濃地区は△563人と大きく減少しています。また、高齢化率は、上村地区55.7%、南信濃地区は61.2%と非常に高く、南信濃地区では令和5年(2023年)に和田保育園の園児がゼロ、令和11年(2029年)には和田小学校の児童がゼロになると予測されており、園児・児童数の減少や若者の流出により、将来の地域を支える担い手が減り、先人たちが培ってきた暮らしの知恵や文化が途絶えてしまう懸念があります。
- ・新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」といいます。)の影響により、地方暮らしへの関心が高まる中、移住相談は若年層を中心に増えているものの、仕事や住宅の確保が課題となっており、個々の移住者のニーズに寄り添ったきめ細やかな対応を、行政と地域が協働して行っていく必要があります。
- ・人口減少に伴う危機意識から、両地区のまちづくり委員会において、関係人口の創出・拡大を目的としたプログラムづくりや、移住・定住に向けた住民主体の検討組織が立ち上がり、持続的な地域づくりに向けた動きがスタートしています。
- ・南信濃地区は、「長野県移住モデル地区」に認定され、住宅や仕事、暮らしの相談など、移住希望者に寄り添った地域住民によるサポート体制を整え、移住定住に対する取組を進めています。
- ・移住の推進に向けては、仕事と住宅の課題があり、潜在する仕事の掘り起こしや空き家などの住宅資源の活用が必要です。

#### イ 交流

- ・上村地区では、4つの集落の暮らしや文化を地域住民が自ら調査しまとめた「上村の暮らしマニュアル」を作成し、移住者が地域の概要を知るツールとして活用しています。
- ・地域の暮らしの体感や地域資源を活用した自然体験のプログラムを構築し、季節に応じたアクティビティ・文化体験・ガストロノミー・リラクゼーションの4つのコンテンツ32プログラムを開発しました。今後、関係人口づくりに向けた効果的な情報発信が必要です。
- ・南信濃地区では、移住定住につながる遠山郷ファンを増やす拠点づくりとして、地域おこし協力隊員を採用し、3年間の準備及び改築期間を経て、令和元年(2019年)6月にゲストハウス太陽堂を開業しました。地元住民も気軽に足を運び、ゲストとの接点をつくることで、関係人口の創出につながっています。

#### ウ 人材育成

- ・上村地区では、上町活性化委員会や下栗里の会、南信濃地区では、木沢活性化委員会など様々な団体が地域の振興に向けて活動しています。これらの活動は、地域を愛する人々により支えられており、特に観光振興を中心に活動を行っています。活動資金として、長野県地域発元気づくり支援金などを活用しながら事業を進めていますが、さらなる地域等との連携や支援が必要です。
- ・上村地区では、地域の若者や子育て世代が中心となって立ち上げた「遠山郷しぜんとあそぼうプロジェクト」が地域の魅力を伝えながら自分たちも学習していく取組や、南信濃地区では、地元出身の若者が空き家をリノベーションし、ここを拠点に地域外の若者との関係を築き交流を図る取組などが行われ、交流による仲間づくりや公民館活動を通じた地域づくり、地域資源を活用した取組などが生まれてきています。
- ・近年、UIターンした若者たち自身が暮らしを楽しみながら、地区内外へ発信する取組が活発化しています。自然資源「川」を活用したラフティングや沢登りを体験できるプログラムを開発し、遠山郷探検隊として活動するなど、若者が子どもたちの健やかな成長を願って取り組む活動などを、公民館が関係者とのつなぎ役・補助役となり支援しています。



## (2) その対策

### ア 移住・定住

- ・両地区がそれぞれ主体となり、地区の個性や魅力を発信することにより関係人口の創出・拡大を図る「田舎へ還ろう戦略」の取組を、移住・定住に結び付けるよう支援します。
- ・両地区の民間施設を活用し、地区拠点として移住・定住の相談窓口を設置することにより、行政の移住相談と併せて、移住希望者が移住前に先輩移住者や地域住民とつながる機会をつくり、また移住後のサポート体制を整備します。
- ・両地区のまちづくり委員会等と協働し、求人情報や空き家情報を集約し、また暮らしの魅力を発信することで、移住希望者のニーズに応えながら移住推進に取り組みます。
- ・オンラインを活用した移住相談や情報発信を行うことで、新型コロナの影響により現地に来ることのできない状況にあっても、支障なく移住相談ができる環境をつくります。
- ・南信州広域連合や周辺町村と連携し、情報発信や移住推進に取り組むことで、南信州地域へ移住を希望する人への働きかけを強化します。
- ・空き家の活用を促進し、移住者向け住宅の改修や住環境の整備に対する支援を行い、地域の担い手の確保を進めます。
- ・集落単位で移住者を受け入れる気運の醸成と、この地域だからこそできるライフスタイルを分かりやすく発信し、移住者が地域の中に溶け込みやすい環境をつくります。
- ・上村地区の「つなぐチーム」や南信濃地区の「1500委員会」などの移住・定住を推進する住民組織と連携し、移住者のライフスタイルに合わせた環境づくりと支援を行います。

### イ 交流

- ・体験プログラム「遠山郷しぜんとあそぼう」を活用し、地域外との交流を進め、関係人口を創出・拡大します。また、地域に思いを持った若者を対象に、地域の暮らしの情報発信や豊富な森林資源を活用した取組への継続した支援を行い、地域内外の人々が交流できる拠点づくりを進めます。
- ・地域おこし協力隊の制度を活用し、地域資源を活用した事業や移住・定住を推進する事業など地域の課題解決や地域振興に向けた取組を進めます。

### ウ 人材育成

- ・公民館活動を通じた学びと実践により、将来の地域の担い手や地域に愛着と誇りを持つ人材を育成します。
- ・現在活動している団体の取組を支援しながら、新たなニーズにより活動する団体の立ち上げを支援し、またこれら団体間の交流を行い、活力ある地域づくりを進めます。

(3) 計画

事業計画 令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	中山間地域の振興	まちづくり委員会	上・南
		中山間地域振興事業	〃	〃
		過疎地域定住促進事業	〃	〃
		近居・同居支援事業	市	〃
		各種振興事業への助成	〃	〃
		移住定住空き家活用事業	市・まちづくり委員会	南信濃
	(2) 地域間交流	移住推進事業(官民一体)	〃	2地区
		移住定住情報発信	〃	〃
	(3) 人材育成	地域おこし協力隊の導入	〃	上・南
		20地区田舎へ還ろう戦略	〃	〃
		関係人口の創出・拡大	〃	2地区
		地域学習の推進	市・まちづくり委員会	2地区
		人材の育成	・公民館	

(注) 備考欄に「上村」とあるのは上村地区、「南信濃」とあるのは南信濃地区を対象とした事業、「上・南」とあるのは同内容の事業を上村・南信濃地区で実施する事業、「2地区」とあるのは上村地区及び南信濃地区を対象に一体的に実施する事業を示す(以下同じ)。

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ア 全産業に共通した担い手不足

両地区の人口は、年々減少傾向にあり、高齢化率は60.0%（住民基本台帳 令和3年（2021年）3月末現在）と非常に高い水準になっています。過疎地域の振興には、産業分野における将来を支える担い手の確保が必要です。

##### イ 製造業等

過疎地域における諸課題に対し、地域外からの企業誘致による地域活性化への期待はあるものの、両地区においては、工場等の立地に必要となるまとまった一団の土地や労働力の確保が困難な状況です。

一方で、新型コロナの拡大を契機として、国民の意識や行動に変容も見られ、地方でのサテライトオフィスの開設やテレワークを活用した移住・滞在のニーズが高まってきています。

##### ウ 観光業

これまでも「しらびそ高原天の川」や「かぐらの湯」に代表される観光施設や農産物加工販売施設等の産業振興施設の整備を進めてきました。これらの産業振興施設の活用により、域内雇用等に一定の成果は認められるものの、全体として過疎化・高齢化の流れを食い止めるには至っていない状況です。

また、両地区内の産業振興施設の多くは建設から20年以上が経過し、老朽化による改修が必要な状況となっており、計画的な維持補修が今後ますます重要になってきている一方、施設によっては十分な活用がされていないものもあることから、後利用を含む施設全体の検討も必要です。更に、産業振興においては観光事業の後継者不足が大きな課題となっています。

今後、三遠南信自動車道をはじめとする交通インフラが充実すれば、遠山郷（両地区を一体とするエリア）は東海方面から信州に入る南の玄関口となり、新たな人や物の流れが期待できます。効果的に人や物の流れを生かすためにも、遠山郷の魅力や価値を多くの人に知ってもらうための情報発信や、観光地としての評価や満足度をこれまで以上に高めていくことが求められます。

##### エ 農業

急しゅんな地形で狭あいな農地が多いことから、生産性は低いものの、この土地の気候と土質を生かした「下栗いも」や「お茶」といった市内でもこの地域のみで生産されているものが多くあります。

特にお茶の生産は両地区全域にわたり、地域の特徴的な農村景観を形成していますが、鹿などの野生鳥獣の被害や従事者の高齢化に伴う担い手不足から適期収穫ができず、品質の低下や耕作放棄地の増加が課題となっています。

##### オ 林業

遠山スギなど地域の持つ豊富な森林資源を活用するため、林産物加工施設（製材工場）を中心として振興に努めてきました。しかし、施設が閉鎖となり、現在は貯木場としての利用にとどまっている状況です。森林整備においては、補助事業や分収造林契約による実施があるものの、さらに押し進めていく必要があります。また木材価格の低迷から、積極的な木材搬出はなされていませんが、今後国産木材の利用が見込まれる中で、安定した供給体制の構築に向けた準備を進めていく必要があります。

##### カ 商業

秋葉街道の沿線の拠点として栄えた歴史的経緯から、旅館業をはじめ飲食業、小売業等の事業者が住民の暮らしを支えています。飯田商工会議所遠山郷支部には、約80の事業者が加盟しており、地域活性化に向けた取組や県境を越えた商工団体や住民の交流事業などが行われています。しかしながら、高齢化に伴う担い手不足や事業承継などが課題となっており、今後の住民生活への影響が

懸念されます。

## キ 情報通信産業等

- ・情報通信技術の活用は、担い手不足が深刻化する過疎地域等での課題解決に向けた手法として大いに期待されます。また、情報化社会が進む中で、住民だけではなく訪れる人々にとっても、暮らしや観光の情報、防災情報など必要な情報が取得できる環境整備が今後さらに求められてきます。
- ・コロナ禍において、在宅勤務など働き方が変容する中で新たな産業として期待されるものの、先端IT人材の確保や新技術への対応が課題となります。

## (2) その対策

### ア 担い手確保等に向けた取組の促進

広大な面積を有する両地区の山林を生かした林業振興と、日本の原風景を残す「遠山郷」の豊かな自然を生かした観光振興を中心に、地域活性化を図る戦略が必要です。

全産業に共通する課題となっている担い手確保においては、移住・定住促進策と並走し、取り組んでいきます。

また、様々な産業分野において、周辺町村や関係団体と連携を図り、圏域全体の産業振興に向けた取組を推進します。

### イ 製造業等

全国の地方都市では、人口減少を背景とした地域課題の解決に取り組むべき企業の誘致活動や移住を推進する取組を進めており、本市においても企業誘致活動やサテライトオフィス等の開設に向けた支援を行います。

### ウ 観光業

・東海方面から信州に入る南の玄関口として、長野県を始め周辺市町村にまたがる広域的な人や物の流れの起点となり、観光拠点としての機能は益々求められてきます。このため、行政のみならず、観光団体や商工団体、農林漁業団体の関係者など多様な主体による「遠山郷地域振興連絡会議」で策定した、両地区を一体とした総合的な観光戦略計画に基づき、実効性のある事業を展開していきます。

・観光資源の新たな発掘と磨き上げ、地域の担い手の強化による観光産業・観光地としての競争力の向上を図るとともに、平成26年(2014年)に認定された南アルプスユネスコエコパーク、南アルプス(中央構造線エリア)ジオパークとしての活用を図るための環境整備を各種団体や関係機関と協働して進めていきます。また、遠山郷ならではの自然や文化などの魅力を発信し、更には、南アルプスの「エコ登山」など新たな魅力づくりによる誘客促進を図り、都市部の住民との交流・つながりを促進し、交流人口や関係人口の創出・拡大を目指していきます。

・両地区の観光関連施設は、飯田市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、効率的かつ効果的な維持修繕による長寿命化や管理運営の見直しなど、地域や関係団体と協働して今後の在り方と必要な施設の整備改修等を行います。

### エ 農業

・鳥獣被害対策による農業を続けていく意欲の向上や農作物を守る取組、都市部との交流による農村生活や文化を守る取組、お茶をはじめとする両地区ならではの特産品の魅力を生かし、地域ブランドとして海外展開も視野に入れた新たなマーケットの開拓、新規就農者及び後継者の育成や支援を行うことにより、経営の安定と魅力ある農業の実現を図ります。

・特産品であるお茶の振興は、安定的な品質向上に向けた研修やワーキングホリデー制度(農業に関心のある方や農業に取り組んでみたい方と、農繁期の手助けを必要としている農家を結びつける援農制度)などを活用した担い手の確保、また本市の名産である和菓子への活用などといった需要拡大を図るとともに、持続的な農業基盤を支えるための整備を、生産者や農業者団体と連携しながら進めていきます。

・下栗いもをはじめとする伝統野菜やお茶の生産など、農業の営みにより創り出されるこの地域な

らではの景観を守り、持続的な農業の実現に向け、継続的に都市と農村の交流を行います。

#### オ 林業

- ・良質な木材の生産に向けて間伐、下刈り、枝打ち等を積極的に推進するための森林経営計画の策定と林業従事者の育成を、森林経営管理事業により進めます。
- ・木材の搬出コストを抑えるための林道整備や間伐作業用道路網の整備や、補助事業・豊川水源基金・分収造林契約を活用した森林整備を継続して実施します。
- ・森林環境譲与税を用い、森林に関する人材育成・担い手の確保に取り組みます。

#### カ 商業

- ・移住・定住の推進による担い手の確保や、起業家等を応援するための空き住宅・空き店舗の活用に対する支援を行い、住民の暮らしを支える商業振興に取り組みます。
- ・飯田商工会議所遠山郷支部が行う地域活性化に向けた取組を支援します。

#### キ 情報通信産業等

地域内でのIT人材の育成と、新たな働き方の一つとして地域外からの移住・定住による人材誘致、また地域内の安定的な情報基盤の整備に向けた取組により、情報通信産業の振興を図ります。

### (3) 計画

#### 事業計画 令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(1) 基盤整備	農業	市 〃	上・南
		・農作物被害対策 駆除対策(報奨金) 鳥獣害防止柵設置		〃
		・農村活力の推進 応援団への支援	地区団体	上村
		林業	組合ほか	上・南
		間伐促進対策 民有林間伐 森林造成 民有林下刈り・枝打ち		組合ほか
	(2) 地場産業の振興	お茶振興	市・農協・地区団体 〃 〃 〃	2地区
		担い手確保		〃
		モデル圃場の活用		〃
		販路・需要拡大 生産・加工・流通施設 改修整備		〃
	(3) 企業誘致・起業の促進	サテライトオフィス等開設支援	市	上・南
(4) 情報通信産業	情報通信産業等への支援	市・通信事業者	上・南	

産業の振興	(5) 観光又はレクリエーション	遠山郷観光振興ビジョン・戦略計画の推進	市・関係団体	2地区
		南アルプスエコパーク・ジオパークの活用(環境整備ほか)	〃	2地区
		観光施設改修整備 温泉交流施設(かぐらの湯)源泉、施設改修整備 その他観光施設改修整備	市	南信濃 上・南
	(6) その他	遠山郷観光事業推進 各種イベントへの支援 施設管理運営 運営支援	遠山郷観光協会 市 〃	2地区 2地区 〃

(4) - 1 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
上村・南信濃地区	製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業	令和3年(2021年)4月1日 ～ 令和8年(2026年)3月31日	

(4) - 2 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策、(3)計画のとおり

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

#### ア ケーブルテレビ等通信施設

- ・近年の4K・8K放送などの新たな通信技術・規格の急速な進展により、行政でこれまで整備を行ってきた設備では対応できない状況になってきています。設置から10年以上が経過している設備の今後の維持が課題となっています。また、4K・8K放送の新たな規格への対応を図るためには全面的な配線施設の更新が必要となり、多額の整備費を要します。
- ・地域外への転出や民間事業者による情報通信網の拡充により、当市で運営する施設の利用者数が減少し、事業会計の維持が課題となっています。
- ・複雑な地理から難視聴地域となっており、デジタル化を進める上で大きな課題となっています。

#### イ その他通信施設の整備

近年の気候変動に起因する豪雨など、急しゅんな地形やぜい弱な地質の地域であることから災害発生の要因が高い地域となっています。災害時における情報手段として、防災行政無線など様々な通信手段の整備が重要となっています。

#### ウ 住民生活の利便性の向上

- ・デジタル化が加速的に進む社会の中で、誰もが必要な情報を取得できる環境となってきています。教育分野においてもICT環境が整備されてきており、今後、産業・福祉といった側面や行政手続等のオンライン化など、住民サービスの向上に向けた情報化の推進が必要となっています。
- ・両地区公民館施設内のWi-Fi環境整備を推進し、情報社会に対応し得る環境整備に取り組んでいます。

### (2) その対策

#### ア ケーブルテレビ等通信施設

事業開始時には民間による情報通信網整備が困難な中山間地域（難視聴地域等）とされていましたが、情報通信の発達といった社会情勢の変化により、民間事業者によるケーブルテレビ、インターネットサービスを受けられる状況となってきています。このことから、行政情報、地域情報及び防災情報といった暮らしにかかわる情報や、誰もがいつでも必要な情報が取得できる環境整備等に努めます。

#### イ その他通信施設の整備

地形的な要因から、コミュニティFMの受信環境が安定していない状況のため、中継局の整備等を通じて、放送波を安定的に届けることで、安全安心な住環境の実現に向けた取組を行います。加えて、防災行政無線についてデジタル化の整備を行い、同時に各家庭に戸別受信機を無償で設置し、災害時等の伝達手段の向上を目指します。

#### ウ 住民生活の利便性の向上

行政手続のオンライン化や各種決済のキャッシュレス化の推進を関係機関と連携の上、進めます。また、住民の講習会などを通じ、デジタル技術の便益を享受できるように支援を行う仕組みを検討します。

(3) 計画

事業計画 令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域における情報化	(1)電気通信施設等 情報化のための 施設	情報化施設整備 施設整備等	市・事業者	2地区
		その他 難視聴地域への支援	市	〃
		防災行政無線デジタル化整備 事業	〃	〃
		防災行政用無線施設等 維持管理・修繕	〃	〃



## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 市道等

両地区の市道については、これまでも生活道路や産業振興のための幹線道路の整備を計画的に進めてきました。しかしながら、急しゅんな地形とぜい弱な地盤等の条件により、安全施設の整備も含め低い整備率となっています。また、集中豪雨災害により、主要道路である国道152号等の通行が断たれ集落の孤立が発生するなど、防災対策の面からみても対策を講じる必要があります。

#### イ 林道

両地区の林道については、森林造成や木材産業の基盤であり、また生活道路や観光道路の側面も有しています。通行者は、林業関係者以外の利用者もあり、安全確保は最優先課題となっています。また、林道の特性から急しゅんな地形に位置しており、法面崩落が絶えない状況であることから、法面保護や安全施設の設置を継続して実施していく必要があります。古くから豊富な森林資源を活用してきた地域であることから、森林整備や木材搬出のための林道開設・改良事業等の路網整備を効果的に行っていくことが求められています。

#### ウ 公共交通

両地区から市の中心部までは車で約1時間を要する距離があり、交通手段を持たない高齢者や学生等にとって、この地域で安心して暮らしていくためには地域公共交通の確保は重要です。

#### エ 高齢者の移動手段の確保

- ・高齢者は、先人たちから継承されてきたその地ならではの暮らし方のノウハウや伝統文化の継承といった分野において、今後の担い手育成にはなくてはならない存在です。しかしながら、公共交通がぜい弱な上、運転免許返納等による移動手段の減少により、社会参画を阻害し孤立化につながるものが危惧されます。
- ・地域の支え合いによる福祉有償移送サービス事業は、運転協力者（地域住民）の高齢化により、安定運営に課題があります。また、利用対象者は限定的であり、自家用車による移動手段がない場合には、買い物や通院、社会参加活動に不便を強いられています。

### (2) その対策

#### ア 市道等

交通施設の整備については、「災害や社会リスクに備え、社会基盤を強化し、地域防災力の向上を図る」、「リニア・三遠南信時代を支える都市基盤を整備する」を目標に掲げ、施策を展開しています。

リニア・三遠南信時代を支える基盤の整備を進めるため、緊急輸送路や避難路を中心として、安全で安心な通行のための生活道路の改良及び産業の振興に寄与する市道の改良を進めていきます。更に、三遠南信自動車道、国道152号及び国道418号の整備促進を関係機関に強く働きかけます。

#### イ 林道

森林整備や保全管理上、必要不可欠な林道の開設や改良工事を行い、木材運搬の効率化や通行の安全確保を継続して実施します。また、老朽化した橋梁について補修工事を実施し、長寿命化と将来の架け替えコストの縮減を図ります。

#### ウ 公共交通

地域公共交通の運行形態については、市街地までは路線バスで結び、地域内は乗合タクシーを運行します。また、市内の高校に通学する際に下宿をしなくても通学できる高校通学支援の乗合タクシーも併せて運行します。

## エ 高齢者の移動手段の確保

- ・高齢者が暮らしやすい地域づくりを目指し、運行ルートやダイヤ編成など公共交通の利便性の向上を図ります。
- ・福祉有償移送サービス事業は、運転協力者の確保と育成や、車両の維持について支援します。また、その他の移動手段について検討します。

### (3) 計画

#### 事業計画 令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市道	市道改良整備、維持補修	市 県	上村
		市道上村150号線改良		上村
		市道上村1号線改良 (過疎代行)	市	上村
		市道上村3号線改良		上村
		市道上村25号線改良	市	南信濃
		市道南信濃11号線改良		南信濃
		市道南信濃132号線改良	市	上・南
		市道南信濃142号線改良		上・南
		市道南信濃8号線ほか	市	上・南
		その他市道維持補修		上・南
	(2) 林道	その他市道改良	市	上・南
		橋梁耐震整備、補修		上・南
		上沢橋ほか	市	上・南
		林道改良整備、維持補修		上・南
		赤石線改良	市	上村
		御池山線改良		上村
高平線開設・舗装	市	南信濃		
千遠線改良		南信濃		
(3) 道路整備機械等	その他林道維持補修	市	上・南	
	その他林道改良		上・南	
	(4) その他	除雪機械整備	市	上・南
		市民バス等運行 (※)		上・南
	路線バス・乗合タクシー	市	2地区	
	遠山地域高校通学支援運行		2地区	
	福祉有償移送サービスへの支援	社会福祉協議会	2地区	

計画中※印は過疎地域持続的発展特別事業

過疎地域持続的発展特別事業補足

交通手段を持たない高齢者や学生等にとって地域公共交通の確保は重要である。これらの事業により、この地域で安心して暮らし続けていける環境づくりにつながる。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 水道

両地区の水道施設は、平成20年（2008年）3月に統合簡易水道の事業認可を受け、遠山簡易水道として事業運営を行っています。この簡易水道は、小規模な水道施設が山深い箇所数多く点在し、飯田ケーブルテレビの回線網を使用し施設の集中監視を行っています。令和3年（2021年）9月をもって同者の回線サービスが終了することから、新たな監視システムを導入する必要があります。

また、安心安全で良質な水道水を提供するため、限られた予算の中で必要に応じて施設等の修繕を行い維持管理に努めていますが、経年劣化等により施設の大規模な改築更新や水道管の布設替えの必要な箇所も数多く存在してきています。更に、水源から浄配水までの管路等が、この地域特有の急しゅんな地形に立地していることから、近年のゲリラ豪雨及び大地震による土砂崩落、落雷等の自然災害により各施設に甚大な影響を及ぼすのではないかと懸念されます。

#### イ 下水道

和田地域の下水道施設は、特定環境保全公共下水道として平成11年（1999年）3月から供用を開始し、観光施設を代表する「かぐらの湯」や地域住民の生活における汚水処理を行っています。放流水の適切な水質管理は、SDGsに掲げる安全な水の提供や、浜松までを含めた流域市民の快適な生活環境の維持に寄与しています。

飯田下伊那地域は、地震防災対策強化地域に指定され、東海地震や東南海地震、活断層に起因する直下型地震がいつ発生してもおかしくない状況にあります。また、急しゅんな地形とぜい弱な地盤のため、近年増加している集中豪雨などにより自然災害が発生したときの被害は大きなものとなっています。

#### ウ 防災

両地区まちづくり委員会を中心に、自主防災会が組織され、災害等における住民の体制が整っています。また地域住民が安心して暮らすため日頃より活動している消防団の役割は、非常に大きいものとなっていますが、少子化・高齢化に加え、若者の地元離れなどにより、団員確保は年々厳しい状況となっています。

### (2) その対策

#### ア 水道

安全・安定給水の確保をするため、従来同様の集中監視システムを構築し、水道施設の不具合箇所、水道管の漏水箇所等の早期発見・早期対応に努め、適切な維持管理を行っていきます。

また、老朽化した施設については改築更新を行うことで長寿命化を図り、また自然災害により大きな影響を受ける可能性のある施設については、水道管の布設替え及び水源施設の防護設置、必要に応じて各給水区域を管路でつなぐ等の対策を講じていきます。

#### イ 下水道

和田処理区における下水道施設の長寿命化については、飯田市下水道ストックマネジメント計画に基づき優先順位付けを行い、計画的に維持修繕を行っていきます。

また、近年増加している自然災害や地震への対策を講じ、被災リスクの軽減を図り、被災した場合でも果たすべき機能を確保し、被害の最小化を図ります。

#### ウ 防災

防災体制に関しては、自主防災会が行う訓練や活動への支援の強化を行っていきます。また、大規模災害に備え、ハザードマップ等を活用した防災意識向上のための啓発活動など、地域に密着したきめ細かな啓発活動と必要な支援を行います。

(3) 計画

事業計画 令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(1) 水道施設	簡易水道	市	2地区
		遠山簡易水道施設整備 施設改良		
		中央監視用通信設備整備 浄水場整備・改修		
	(2) 下水処理施設	維持管理	市	2地区
		配水給水施設改修		
		その他 水道管布設、布設替え		
(2) 下水処理施設	和田浄化センター	市	南信濃	
	施設改修			
	設備・機器更新 特殊車両整備等			
	その他 下水道管路施設 改修整備			
			市	南信濃
			市	南信濃

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上・増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 子育て環境の確保

市内全地区において、家族構成や就労状況など保育要件の有無にかかわらず、小学校就学前3年間の幼児教育を受けられるまちづくりを推進しています。

しかしながら、上村保育園及び和田保育園の園児数は減少しており、集団生活や子ども同士が影響し育ち合う環境づくりが困難となっています。

#### イ 高齢者の保健・福祉

・両地区の高齢化率は60.0%（住民基本台帳 令和3年（2021年）3月末現在）、一人暮らし又は高齢者のみの世帯の割合は61.4%となっており、介護予防事業、配食事業者と共に行う見守りサービス、認知症の早期発見及び支援などの対応が重要です。※独居高齢者327人（上村62人・南信濃265人）、高齢者世帯194世帯（上村41世帯・南信濃153世帯）

・要介護状態となる手前のフレイル（虚弱）は、加齢による身体機能や認知機能の低下、閉じこもりなどが原因であり、その予防には、通いの場等への参加が有効であるといわれています。両地区は、総人口に比して広大な面積を有することから、通いの場をはじめとした社会資源数が他地区に比べて少ない現状にあり、通いの場等への移動手段も課題となっています。

・福祉施設については、合併前の上村地区ではデイサービスセンターを整備し、南信濃地区では地区中心部へ特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、高齢者共同住宅など複数の施設を一つにまとめた地域の福祉拠点（福祉の里）の整備を進めてきましたが、いずれの施設も老朽化が進んできており、今後の維持管理に課題があります。

・介護サービスを提供する人材の高齢化、市街地からの通勤の負担や賃貸住宅が少ないことなどから人材が定着しない状況があり、地域内や移住者等による介護人材の確保・育成を行っていく取組が必要になります。

#### ウ 地域福祉の向上及び増進

・地域で生活する高齢者や障がいのある方の抱える課題は多岐にわたり、そのニーズも多様化しています。また、高齢者の社会参画・通いの場や交流の場が必要になると予想されます。

・高齢者や障がいのある方が今後も生きがいを持ち暮らしていくために必要な支援を行う人材が不足しています。

・気候変動の影響と、災害が起こりやすい地形であることから、緊急時における災害弱者への対応と、有事を想定した日頃からの地域での支え合いが必要です。

### (2) その対策

#### ア 子育て環境の確保

両地区の幼児教育・保育施設（上村保育園及び和田保育園）で取り組む「いいだ型自然保育」を広く情報発信し、自然豊かな上村地区又は南信濃地区で子育てをしたいと考える子育て世代の移住・定住を図ります。また、自然の豊かさを生かし、地域と協働した特色ある保育を目指し、ESDにおける幼児教育・保育の実践やそれに伴う環境整備等に取り組みます。

#### イ 高齢者の保健・福祉

「飯田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を踏まえつつ、高齢者が主体的に介護予防や健康づくりに取り組むことができるような働きかけと支援を行います。また、両地区の特殊性を鑑みた介護予防事業を実施していきます。

各種福祉施設についても、長寿命化計画に基づく計画的な改修等を実施していきます。

#### ウ 地域福祉の向上及び増進

・高齢者や障がいのある方のニーズが多様化する中で、地域の皆さん同士が交流する場づくりなど

社会参画の機会を引き続き創出します。

- ・地域福祉コーディネーターの支援によって住民による「住民支え合いマップ」の更新作業を通じ、日頃からの防災意識の向上と、有事を想定した支え合いの仕組みづくりを進めます。
- ・障がいのある方や高齢者が暮らしやすい環境づくりに向け、福祉有償移送サービスや地域のニーズに即した住民の移動手段の確保を検討します。

### (3) 計画

#### 事業計画 令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上・増進	(1) 児童福祉施設	保育園			
		子育て移住促進事業	市	2 地区	
		森のようちえん事業	〃	〃	
		一日保育体験事業	〃	〃	
		「いいだ型自然保育」推進事業	〃	〃	
			地域型保育事業	〃	〃
	(2) 高齢者福祉施設	老人ホーム			
		特別養護老人ホーム遠山荘	市	南信濃	
		施設改修整備	〃		
		その他			
			上村デイサービスセンター	市	上村
			施設改修整備		
			南信濃デイサービスセンター	〃	南信濃
			施設改修整備		
	(3) 障害者福祉施設	地域活動支援センター			
		南信濃障害者等活動支援センター管理運営	市	南信濃	
(4) その他	その他福祉施設				
	南信濃福祉研修センター	市	南信濃		
	管理運営				
	施設改修整備	市	上・南		
	介護予防事業	市	2 地区		
	認知症予防教室ほか				
	高齢者等配食事業	市	2 地区		
	在宅生活支援事業				
	生きがいデーサービス	市	2 地区		
	住民支え合いマップ策定・更新	社会福祉協議会	2 地区		
(再掲)	福祉有償移送サービスへの支援	社会福祉協議会	2 地区		

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

- ・上村地区では、市立へき地診療所と歯科診療所を設置・運営しています。歯科診療所は、民間団体へ運営を委託して週1日の診療を行っています。
- ・南信濃地区では、内科の開業医2医院のうち1医院が平成22年(2010年)8月に閉院し、現在は、残る1医院のほか、歯科医院が2医院、接骨院などにより地域医療が行われています。ただし内科診療所については、施設の老朽化が著しく、地域住民への安心した医療の提供に課題があります。
- ・その他、訪問看護(訪問リハビリ)などの取組がありますが、将来に向けては、人材確保の課題を抱えています。

### (2) その対策

- ・市民一人ひとりが自分らしく満足できる生涯を送るため、「健康いいだ21」(第2次)などに基づき、予防接種、健康診断、健康教室などを通じて、生活習慣病などの対策を講じていきます。
- ・訪問看護の安定的な維持に努めるとともに、地域の支え合いを実践する住民と専門職とが連携できる態勢や機能を整えることにより、療養や介護が必要な方が、自宅や住み慣れた地域で生活を送り続けることができる仕組みづくりを進めます。
- ・上村地区の診療所及び歯科診療所の医療機器については、必要な医療機器の整備を行います。
- ・南信濃地区については、地域住民が安心して暮らせるための医療の提供に向け、内科開業医、地域関係者及び行政が協働し、診療所の整備と運営について検討します。

### (3) 計画

#### 事業計画 令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(1) 診療施設	診療所 診療所等の運営・改修 上村歯科診療所運営 医療機器整備 診療所(へき地診療所) 整備等	市 " " 市・開業医	上村 " 2地区 南信濃

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

- ・両地区の人口減少や少子化の進行等により、上村小学校、和田小学校及び遠山中学校の児童生徒数の減少が著しい状況にあります。
- ・児童生徒数の減少は、限られた人間関係の中で、多様な意見や価値観などに触れる機会が少なくなり、運動会や音楽活動等の集団教育活動にも制約が生じ、また学校に配置される教職員数も減少するなど教育環境にも大きく影響してきます。
- ・へき地の小規模校における教育を行う上でのマイナスの要因を解消し、小規模校だからこそそのメリットを生かした教育活動が実践できるよう、教育環境を保障する必要があります。
- ・特色ある教育活動を目指し、小中学校におけるユネスコスクールの登録に向けた取組やICT機器の整備、立教大学ESD研究所を始めとした高等教育機関の知見を生かしたESD活動を学校と地域で推進してきています。
- ・上村小学校の児童数を確保するため、平成29年度（2017年度）に小規模特認校に指定し、上村地区外の児童の就学を認めることで、児童数の増加につながっています。
- ・教育移住などを進めるに当たっては、家庭教育の充実や、地域と家庭・家庭同士の関係性を築くとともに、保護者の教育活動・地域活動への参画を検討・推進していく必要があります。
- ・全国的にも特徴的な公民館活動により、地域課題の解決に向けた様々な活動が行われ、この地域を将来につなげていきたいといった意識を持つ若者世代や中学校の生徒会活動におけるSDGsの実践が始まっています。

### (2) その対策

- ・学校や地域の特色を生かした教育活動を、学校、保護者及び地域が連携し、高等教育機関の知見も活用しながら実践し、効果的な情報発信を行い、教育移住を進めます。
- ・両地区3校の特色ある教育活動を支援するため、複式学級となる上村小学校と和田小学校に教科講師を配置し、複式学習の良さを生かしつつ授業内容により教科講師が加わることで学年や個々の児童に応じたきめ細やかな学習指導を行います。また、ICT教育に必要な教育環境を整え、遠隔授業など学校間の学習や交流を実践することで、多様性を育む教育を実践します。
- ・上村小学校の児童数を確保するため、小規模特認校制度を継続します。
- ・和田小学校の児童数を確保するため、令和4年度（2022年度）より南信濃地区が学校と連携し実施する「親子留学」の取組を支援します。
- ・スクールバスを運行することで、遠距離につき徒歩による自力通学が困難な児童生徒の通学を支援します。
- ・地域の持続性を確保するためには、次世代の育成が必要であり、現に両地区において若者の活動が動き始めています。公民館活動を通して、こうした若者の活動を受け入れ、皆で将来を考え合える地域づくり、若者を中心とした地域の将来の創り手、担い手、支え手づくりを、学習活動を通じて育みます。
- ・両地区合同で子どもの見守り講座を展開するなど、子ども同士の地区を越えたつながりを深めるとともに、両地区が一丸となって喫緊の課題である子育て環境の充実をはじめ持続可能な遠山2地区のあり方を社会教育機関である上村と南信濃地区の両公民館が中心となり、地区内外の知見を得ながら幅広い年代による地域学習を進めます。
- ・霜月祭をはじめとする伝統芸能や特徴的な環境資源は両地区の魅力であると同時に暮らしに直結しています。三遠南信自動車道の全線開通やリニア中央新幹線の開業による外的要因を加味しつつ地域の将来像を考える学習活動を、地域像の実現に向けて行動できる人材育成を両地区公民館で進めます。
- ・少子化、高齢化、人口減少が進行する中で、住民が将来にわたり生き生きと暮らし、また、地域課題を克服し発展につながる学習活動を支援します。



(3) 計画

事業計画 令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1)学校教育関連 施設	その他の施設 スクールバス(※) スクールバスの更新 その他(※) スクールバス運行事業 複式学級解消事業	市  市 "	上・南  上・南 "
	(2)集会施設・体育 施設等 (再掲)	公民館 地域学習の推進 地域人材の育成	市・公民館 "	2地区 "

計画中※印は過疎地域持続的発展特別事業

過疎地域持続的発展特別事業補足

南北に長い地域であることから、児童・生徒が徒歩による通学が困難な状況である。これら通学支援事業を行うことにより、この地域で安心して子育てができる環境につながる。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 地域自治活動

両地区では、人口減少や高齢化が進み、地域の担い手となる人材が不足するなど、集落単位における地域社会の維持が困難な状況となっています。

一方、社会経済情勢の変化や価値観の多様化に伴い、公共交通、医療、福祉、教育、子育てなどの住民生活サービスや災害時における体制整備など、地域住民の要望は多様化・高度化してきています。これらの住民ニーズに対し、両地区のまちづくり委員会と協働して取組を進め、一定の成果を上げてきていますが、ニーズの多様化が役員の負担増となり、役員の担い手の問題につながっています。

#### イ 集落対策

両地区の集落は、地域住民の暮らしや居住の場であることはもとより、生産活動や交流の場として生活全般を支え、更に地域の伝統文化である遠山の霜月祭りなどを維持しつつ、都市部で失われつつある豊かな自然や貴重な文化を連綿と引き継いできています。また、山林の保護により下流域の土砂災害防止など公益的な役割を担っています。しかしながら、多くの集落では人口減少と高齢化により、集落機能を維持していくことが困難な状況となっています。

### (2) その対策

#### ア 地域自治活動

・少子化、高齢化、人口減少時代において地域自治を守り育むためには、全ての地域住民が主体的に活動し、地域に見合った事業を実施できる仕組みづくりを行うなど、継続的に地域の暮らしと自治活動を運営していける体制の構築が必要です。このため、地域が内発的に発展することを目的に、地域課題の解決に向けた組織の立ち上げや運営への支援、多様な主体と連携した取組への支援など、地域と協働して、持続的な地域自治運営に向けた取組を進めます。

・地域おこし協力隊の導入により、住民による集落点検から課題解決に向けた取組を支援します。

#### イ 集落対策

・集落の活性化に向けて、地域全体の人口減少に歯止めをかけ、生活機能の再構築を図るため、まちづくり委員会が主体となり、市と連携しながら、福祉、子育てなどの分野で地域の実情に即した地域振興策を実践します。

・まちづくり委員会と協働し、空き家の活用を図り、地域の担い手となる移住者の確保や地域内外の人の交流を進めます。

### (3) 計画

#### 事業計画 令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	(1) 自主的・自発的 活動支援	集落の維持・活性化対策 中山間地域振興事業等 各種振興事業への助成	市・まちづくり委 員会	上・南
	(2) その他  (再掲)	総合的な空き家対策の推進  地域おこし協力隊の導入	市  市	2地区  上・南

## 11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

#### ア 地域伝統文化

両地区を代表する伝統芸能として、国の重要無形民俗文化財指定の「遠山の霜月祭」があります。この祭りは、旧暦霜月（11月）に夜を徹して開催されていた伝統を引き継ぎ、新暦12月、地区内の各神社で奉納されています。

しかしながら、両地区とも担い手の高齢化と後継者不足が大きな課題となっており、祭りが休止されている集落も出てきています。また、令和2年（2020年）からまん延している新型コロナの影響で、参加者を氏子に限定するなどの対策がとられており、地区外からの協力者の支援を受けることができず、後継者への指導も従来どおり行われていない状況が続いています。

令和3年（2021年）7月11日、宮崎市において「神楽の全国組織設立準備会」が開催され、「遠山の霜月祭」の代表者が参加し、全国組織の立ち上げ（令和3年（2021年）～4年（2022年））、ユネスコ登録（令和8年（2026年）目標）などについて協議を行ってきています。他の組織と連携した持続的に地域文化が継承される仕組みづくりが必要となります。

#### イ 地域資源の活用

南アルプスユネスコエコパーク、南アルプス（中央構造線エリア）ジオパークに登録・認定されている遠山郷には、世界的に価値のある自然や文化があります。しかし、遠山郷がユネスコエコパークやジオパークに登録・認定されていることの認知度が低い状況です。今後、三遠南信自動車道の全線開通及びリニア中央新幹線の開通により、遠山郷を訪れる人の増加が見込まれるため、地域資源を生かしたエコ登山の普及等の観光振興や地域振興に向けた取組が必要です。

### (2) その対策

#### ア 地域伝統文化

- ・担い手や支え手の確保と育成支援を継続し、民俗芸能の調査研究を進めるとともに、その成果の情報発信を行います。
- ・南信州民俗芸能継承推進協議会及び南信州民俗芸能パートナー企業（令和3年（2021年）5月現在101社）との協働により、地域内外のつながりの中で民俗芸能継承の取組への協力、支援を行います。
- ・神楽の全国組織の立ち上げやユネスコ登録に向け、関係団体と連携した取組への協力、支援を行います。

#### イ 地域資源の活用

南アルプスユネスコエコパーク、南アルプス（中央構造線エリア）ジオパークの活用を図るため、関係自治体との連携強化や関連する団体と協働し、認知度向上に向けた情報発信や、環境教育の視点に立った地域資源の活用など、外部の専門的な知見を活用しながら事業の推進を図ります。

(3) 計画

事業計画 令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	その他 民俗芸能の保存 遠山霜月祭り保存会への 支援	保存会	上・南
	(2) その他	南アルプスエコパーク等の活用 環境整備・情報発信	市・関係団体	2地区

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

当市では、平成8年(1996年)からの第4次基本構想・基本計画において目指す都市像として「環境文化都市」を掲げ、その取組の一環として、全国に先駆けて太陽光発電設備への設置補助を進めてきました。公共施設の屋根を活用して太陽光発電を行い、その発電量の全量を買取る飯田市型の「固定価格買取制度」を行うなど、日照時間2,000時間を超える地域の特性を生かした再生可能エネルギー普及制度を行ってきました。その結果、太陽光発電設備は全世帯の16.2%への普及(令和2年度(2020年度)末現在/補助金ベース)を達成しています。

また、中央アルプスと南アルプスに囲まれた急しゅんな地形と豊富な水量に恵まれており、現在までに8箇所の水力発電所が設置されています。

これらをはじめとした気候変動対策の成果として、最新の数値である平成30年(2018年)の二酸化炭素排出量は、56.98万t-CO<sub>2</sub>であり、基準年である平成17年(2005年)比で26.2%、平成25年(2013年)比で19.2%の削減を達成しています。

しかし、この地域の急しゅんな地形と豊富な水量による小水力発電や、過去に林業で栄えた地域であることから分かります。豊富な森林資源を有していることから、それらを活用した木質バイオマス発電の実現可能性など、地域での再生可能エネルギーのポテンシャルは非常に高いにもかかわらず、地域の課題解決につながる有効な活用方法が見いだされていないのが現状です。

### (2) その対策

- ・現代社会においては、環境のみならず、社会と経済の同時解決を図りながらSDGsの達成やゼロカーボンの実現による持続可能な社会が求められています。
- ・当市では、平成25年(2013年)に制定した「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」により、再生可能エネルギーを活用したまちづくりに取り組むことができるスキームが構築されています。
- ・この条例を活用して地域主体で発電事業を実施し、その収益を地域自らが地域課題の解決に活用することで、持続可能な地域づくりにつなげていきます。
- ・具体的には、特に水力を活用した発電や公共施設の屋根を活用した太陽光発電などの活用による持続可能な地域づくりを地域主体で検討し、実行できるよう支援していきます。

### (3) 計画

#### 事業計画 令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	小沢川小水力発電事業	認定事業者市	上村

## 13 その他

### (1) 現況と問題点

過疎化、高齢化、少子化の進行は、地域の活力が失われ、先人たちから受け継いできた文化や暮らしといった集落の存続にも影響してきます。集落によっては地区外に応援を求めながら対応している状況です。また、特に少子化については両地区ともにその減少が顕著な状況になっています。

### (2) その対策

ハード事業のみならずソフト事業による結婚支援や妊娠・出産の支援、子育て支援など、この地域で暮らし続けていくことができる支援を継続的に行います。

また、持続的な地域づくりに向け、子育て・若者世代をターゲットにした子育て・教育移住などの施策を地域と行政が協働して行います。

### (3) 計画

#### 事業計画 令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
その他	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	過疎地域自立促進基金積立金	市	2地区

議案第110号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市下久堅ふれあい交流館）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称  
飯田市下久堅ふれあい交流館
- 2 指定する団体の名称  
下久堅地区まちづくり委員会
- 3 指定の期間  
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第111号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市21世紀環境共生型モデル住宅）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称  
飯田市21世紀環境共生型モデル住宅
- 2 指定する団体の名称  
株式会社U建築
- 3 指定の期間  
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで



議案第112号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市障害者生活ケアセンター）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称  
飯田市障害者生活ケアセンター
- 2 指定する団体の名称  
社会福祉法人あゆみ会
- 3 指定の期間  
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第113号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市南信濃障害者等活動支援センター）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称  
飯田市南信濃障害者等活動支援センター
- 2 指定する団体の名称  
社会福祉法人飯田市社会福祉協議会
- 3 指定の期間  
令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

## 議案第114号

## 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市デイサービスセンター）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

## 記

公の施設の名称	指定する団体の名称	指定の期間
飯田市中心部デイサービスセンター	社会福祉法人あゆみ会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
飯田市南信濃デイサービスセンター	社会福祉法人飯田市社会福祉協議会	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで

議案第115号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市南信濃高齢者共同住宅）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称  
飯田市南信濃高齢者共同住宅
- 2 指定する団体の名称  
社会福祉法人飯田市社会福祉協議会
- 3 指定の期間  
令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第116号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市山本都市農村交流促進施設）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称  
飯田市山本都市農村交流促進施設
- 2 指定する団体の名称  
山本地域づくり委員会
- 3 指定の期間  
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第117号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市野底山森林公園）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称  
飯田市野底山森林公園
- 2 指定する団体の名称  
上郷地域まちづくり委員会
- 3 指定の期間  
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第118号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市北田遺跡公園）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称  
飯田市北田遺跡公園
- 2 指定する団体の名称  
上久堅地区まちづくり委員会
- 3 指定の期間  
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで





## 令和3年度飯田市一般会計補正予算（第8号）案

令和3年度飯田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ725,364千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,097,577千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
10 地方交付税	1 地方交付税
14 国庫支出金	1 国庫負担金 2 国庫補助金
15 県支出金	1 県負担金 2 県補助金
17 寄附金	1 寄附金
18 繰入金	2 基金繰入金
19 繰越金	1 繰越金
21 市債	1 市債
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
11,469,925	241,161	11,711,086
11,469,925	241,161	11,711,086
7,386,113	178,594	7,564,707
4,880,863	170,029	5,050,892
2,487,900	8,565	2,496,465
3,468,362	58,015	3,526,377
1,904,536	50,709	1,955,245
1,237,970	7,306	1,245,276
339,718	127,883	467,601
339,718	127,883	467,601
1,221,667	52,770	1,274,437
1,173,231	52,770	1,226,001
704,496	66,741	771,237
704,496	66,741	771,237
5,177,400	200	5,177,600
5,177,400	200	5,177,600
49,372,213	725,364	50,097,577

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
	2 徴税費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
	3 生活保護費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
6 農林水産業費	
	2 林業費
7 商工費	
	1 商工費
8 土木費	
	2 道路橋りょう費
	3 河川費
	4 都市計画費
9 消防費	
	1 消防費
10 教育費	
	1 教育総務費
	2 小学校費
	3 中学校費
	5 社会教育費
	6 保健体育費
13 諸支出金	
	1 積立金

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
5,932,161	23,069	5,955,230
5,108,192	3,069	5,111,261
483,212	20,000	503,212
16,130,894	360,674	16,491,568
7,640,480	163,429	7,803,909
7,596,256	73,967	7,670,223
894,158	123,278	1,017,436
4,994,889	10,877	5,005,766
3,917,099	10,877	3,927,976
1,171,721	56	1,171,777
410,815	56	410,871
3,451,364	31,734	3,483,098
3,451,364	31,734	3,483,098
4,862,948	14,871	4,877,819
2,223,314	9,000	2,232,314
135,967	384	136,351
1,897,163	5,487	1,902,650
1,538,788	30	1,538,818
1,538,788	30	1,538,818
4,654,377	156,500	4,810,877
496,539	32,770	529,309
951,253	4,095	955,348
1,089,429	3,216	1,092,645
1,462,510	107,269	1,569,779
654,646	9,150	663,796
84,235	127,553	211,788
84,235	127,553	211,788

款	項
歲 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
49,372,213	725,364	50,097,577

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	公立保育所施設整備事業	千円 40,000
5 労働費	1 労働諸費	勤労者福祉センター管理費	338
6 農林水産業費	1 農業費	農業水利施設保全管理整備事業	20,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	防災・安全交付金事業 (通学路安全対策)	200,000
		社会資本整備総合交付金事業 (道路整備)	88,000
		道路メンテナンス事業	6,000
	4 都市計画費	都市公園長寿命化対策事業	18,000
	5 住宅費	公営住宅整備事業(補助)	142,240
10 教育費	5 社会教育費	平和学習推進事業	5,105
		社会教育施設改修事業	34,498
		公民館管理・運営費	42,280
		図書館管理・運営費	10,930
		文化会館管理費	346
	6 保健体育費	体育施設管理費	1,056
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	過年発生農業施設補助災害復旧事業	50,000
	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生土木施設補助災害復旧事業	31,669
		過年発生土木施設補助災害復旧事業	346,610



第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
セキュリティ強化対策システム 構築業務委託	令和3年度から令和4年度まで	千円 79,261
リニア駅周辺関連道路事業用地 買収及び物件補償	令和3年度から令和9年度まで	1,084,000

第4表 地方債補正

1 変更

起 債 の 目 的	補正前の限度額	補正後の限度額
児童養護施設・乳児院整備事業費	22,700	0
児童健全育成施設整備事業費	1,100	4,600
環境保全施設整備事業費	8,100	0
観光施設整備事業費	22,700	24,500
社会教育施設整備事業費	234,400	260,100
計	5,177,400	5,177,600



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	11,469,925	241,161	11,711,086
14 国庫支出金	7,386,113	178,594	7,564,707
15 県支出金	3,468,362	58,015	3,526,377
17 寄附金	339,718	127,883	467,601
18 繰入金	1,221,667	52,770	1,274,437
19 繰越金	704,496	66,741	771,237
21 市債	5,177,400	200	5,177,600
歳入合計	49,372,213	725,364	50,097,577

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	5,932,161	23,069	5,955,230
3 民生費	16,130,894	360,674	16,491,568
4 衛生費	4,994,889	10,877	5,005,766
6 農林水産業費	1,171,721	56	1,171,777
7 商工費	3,451,364	31,734	3,483,098
8 土木費	4,862,948	14,871	4,877,819
9 消防費	1,538,788	30	1,538,818
10 教育費	4,654,377	156,500	4,810,877
13 諸支出金	84,235	127,553	211,788
歳出合計	49,372,213	725,364	50,097,577

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			23,069
225,928	△19,200		153,946
4,584	△8,100		14,393
			56
	1,800		29,934
			14,871
		30	0
3,051	25,700	33,070	94,679
		127,553	0
233,563	200	160,653	330,948

## 2 歳 入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

款 項 目	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	11,469,925	241,161	11,711,086
1 地方交付税	11,469,925	241,161	11,711,086
1 地方交付税	11,469,925	241,161	11,711,086
14 国庫支出金	7,386,113	178,594	7,564,707
1 国庫負担金	4,880,863	170,029	5,050,892
3 民生費国庫負担金	4,363,557	170,029	4,533,586
2 国庫補助金	2,487,900	8,565	2,496,465
3 民生費国庫補助金	532,100	5,949	538,049
4 衛生費国庫補助金	127,102	△435	126,667
10 教育費国庫補助金	55,002	3,051	58,053
15 県支出金	3,468,362	58,015	3,526,377
1 県負担金	1,904,536	50,709	1,955,245

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	241,161	普通交付税	241,161
3 障害者福祉費負担金	70,900	特別障害者手当等負担金	828
		障害者自立支援給付費負担金	57,200
		特別障害者手当等負担金（過年度分）	175
		障害者医療費負担金	11,514
		障害者医療費負担金（過年度分）	1,183
29 障害児支援費負担金	29,330	障害児施設措置費等負担金	29,330
31 生活保護費負担金	69,799	生活保護措置負担金	69,799
4 老人福祉費補助金	1,188	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	1,188
9 重層的支援体制整備事業費補助金	1,650	重層的支援体制整備事業交付金	1,650
21 児童福祉総務費補助金	1,980	子ども・子育て支援事業費補助金	1,980
25 民間保育所費補助金	150	保育対策総合支援事業補助金	150
28 地域子育て支援費補助金	981	子ども・子育て支援交付金	981
3 成人保健事業費補助金	1,338	健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業補助金	1,338
5 環境保全費補助金	△1,773	循環型社会形成推進交付金	△1,773
22 小学校教育振興費補助金	1,944	学校保健特別対策事業費補助金	1,944
32 中学校教育振興費補助金	630	学校保健特別対策事業費補助金	630
57 文化会館費補助金	477	文化芸術振興費補助金	477

## (款) 15 県支出金

## (項) 1 県負担金

款 項 目			補正前の額	補正額	計
15	1	3 民生費県負担金	1,696,197	50,709	1,746,906
		2 県補助金	1,237,970	7,306	1,245,276
		3 民生費県補助金	746,746	2,287	749,033
		4 衛生費県補助金	11,335	5,019	16,354
17		寄附金	339,718	127,883	467,601
		1 寄附金	339,718	127,883	467,601
		9 消防費寄附金	0	30	30
		10 教育費寄附金	4,000	127,853	131,853
18		繰入金	1,221,667	52,770	1,274,437
		2 基金繰入金	1,173,231	52,770	1,226,001
		1 基金繰入金	1,173,231	52,770	1,226,001
19		繰越金	704,496	66,741	771,237
		1 繰越金	704,496	66,741	771,237
		1 繰越金	704,496	66,741	771,237
21		市債	5,177,400	200	5,177,600
		1 市債	5,177,400	200	5,177,600
		3 民生債	171,300	△19,200	152,100



(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
3 障害福祉費負担金	34,356	障害者自立支援給付費負担金	28,599
		障害者医療費負担金	5,757
25 民間保育所費負担金	1,688	民間保育所負担金（過年度分）	1,688
29 障害児支援費負担金	14,665	障害児通所給付費等負担金	14,665
9 重層的支援体制整備事業費補助金	1,306	重層的支援体制整備事業交付金	1,306
28 地域子育て支援費補助金	981	子ども・子育て支援交付金	981
5 環境保全費補助金	5,019	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	476
		木材産業成長産業化促進対策事業補助金	4,543
5 災害対策費寄附金	30	災害対策寄附金 匿名者から	30
2 事務局費寄附金	127,553	教育支援寄附金 匿名者から	127,553
61 保健体育費寄附金	300	保健体育振興寄附金 小林製袋産業株式会社から	300
1 財政調整基金繰入金	20,000	財政調整基金繰入金	20,000
2 特定目的基金繰入金	32,770	教育支援基金繰入金	32,770
1 純繰越金	66,741	純繰越金	66,741
21 児童養護施設・乳児院整備事業債	△22,700	社会福祉施設整備事業債	△22,700

(款) 21 市債  
 (項) 1 市債

款 項 目			補正前の額	補正額	計
21	1	3			
		4 衛生債	24,900	△8,100	16,800
		7 商工債	228,200	1,800	230,000
		10 教育債	919,000	25,700	944,700
歳 入 合 計			49,372,213	725,364	50,097,577

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
27	児童健全育成施設整備事業債	3,500	公共施設等適正管理推進事業債	3,500
5	環境保全施設整備事業債	△8,100	地域活性化事業債	△8,100
4	観光施設整備事業債	1,800	一般単独事業債	1,800
51	社会教育施設整備事業債	25,700	一般単独事業債	25,700

### 3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	5,932,161	23,069	5,955,230				23,069
1 総務管理費	5,108,192	3,069	5,111,261				3,069
6 自治振興センター費	85,048	919	85,967				919
12 交通安全施設費	14,191	2,150	16,341				2,150
							2,000
							150
2 徴税费	483,212	20,000	503,212				20,000
3 徴収費	46,830	20,000	66,830				20,000
							20,000
3 民生費	16,130,894	360,674	16,491,568	225,928	△19,200		153,946
1 社会福祉費	7,640,480	163,429	7,803,909	108,042			55,387
2 社会援護費	47,915	938	48,853				938
							938
3 障害者福祉費	2,111,294	149,318	2,260,612	103,898			45,420
							4,800
				828			277
				(国)特別障害者手当等負担金		828	
				21,262			12,611

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
14 工事請負費	919	10自治振興センター管理費 919 01自治振興センター管理費 919 14 工事請負費 919 自治振興センター整備工事費 919	
10 需用費	150	10交通安全施設整備費 2,150 01交通安全施設整備費 2,000 14 工事請負費 2,000 安全施設整備工事費 2,000	
14 工事請負費	2,000	02交通安全施設一般経費 150 10 需用費 150 修繕料 150	
22 償還金利子及び割引料	20,000	10徴收費 20,000 03市税還付金 20,000 22 償還金利子及び割引料 20,000 還付金 20,000	
22 償還金利子及び割引料	938	11中国帰国者等生活支援事業費（補助） 938 02中国帰国者等生活支援事業費（補助） 938 22 償還金利子及び割引料 938 過年度国庫支出金精算返還金 938	
17 備品購入費	4,800	10障害者福祉一般経費 4,800 02障害者生活ケアセンター整備事業費 4,800 17 備品購入費 4,800 自動車購入費 4,800	
18 負担金補助及び交付金	223		
19 扶助費	138,534	13重度心身障害児者支援事業費 1,105 01重度心身障害児者福祉手当費 1,105 19 扶助費 1,105 特別障害者手当 1,105	
22 償還金利子及び割引料	5,761	44総合支援介護給付事業費 33,873 01総合支援介護給付事業費 33,873	



(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		19 扶助費	28,351
		生活介護給付費	16,612
		サービス等利用計画作成給付費	6,448
		重度訪問介護給付費	5,000
		地域移行支援給付費	291
		22 償還金利子及び割引料	5,522
		過年度国庫支出金精算返還金	5,522
		45総合支援訓練等給付事業費	86,050
		01総合支援訓練等給付事業費	86,050
		19 扶助費	86,050
		グループホーム給付費	10,785
		就労移行支援給付費	6,923
		就労継続支援A型給付費	23,611
		就労継続支援B型給付費	44,731
		46総合支援医療給付事業費	23,028
		01総合支援医療給付事業費	23,028
		19 扶助費	23,028
		更生医療給付費	23,028
		51障害者地域生活支援事業費	462
		01地域生活支援基本事業費	239
		22 償還金利子及び割引料	239
		過年度国庫支出金精算返還金	239
		03地域生活支援給付事業費	223
		18 負担金補助及び交付金	223
		福祉ホーム事業負担金	223
10 需用費	565	10老人福祉一般経費	8,695
		01老人福祉一般経費	7,507
14 工事請負費	2,750	10 需用費	565
		修繕料	565
17 備品購入費	4,192	14 工事請負費	2,750
		施設改修工事費	2,750
18 負担金補助及び交付金	1,188	17 備品購入費	4,192
		自動車購入費	3,500
		事業用備品購入費	692
		16地域介護・福祉空間整備等補助事業費	1,188
		18 負担金補助及び交付金	1,188
		認知症グループホーム等防災改修事業補助金	1,188
10 需用費	94	11包括的相談支援事業費	120
		01生活困窮者自立支援事業費	120
18 負担金補助及び交付金	4,264	22 償還金利子及び割引料	120
		過年度国庫支出金精算返還金	120

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 1 9				1,030			345
				(国)重層的支援体制整備 事業交付金		687	
				(県)重層的支援体制整備 事業交付金		343	
				1,926			1,057
				(国)重層的支援体制整備 事業交付金		963	
				(県)重層的支援体制整備 事業交付金		963	
2 児童福祉費	7,596,256	73,967	7,670,223	48,087	△19,200		45,080
1 児童福祉総務費	120,639	△26,399	94,240	1,980	△22,700		△5,679
				1,980			0
				(国)子ども・子育て支援 事業費補助金		1,980	
					△22,700		△5,679
				(市)社会福祉施設整備事 業債		△22,700	
2 児童措置費	1,601,075	26	1,601,101				26
							26
3 ひとり親家庭福祉 費	423,871	1,972	425,843				1,972
							320
							907
							148
							597
4 発達支援センター 費	170,790	928	171,718				928



(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
22 償還金利息及び割引料	120	13地域づくりに向けた支援事業費 01地域生活支援給付事業費 18 負担金補助及び交付金 地域活動支援センター運営費補助金  02地域子育て支援拠点事業費 10 需用費 修繕料 18 負担金補助及び交付金 地域子育て支援拠点事業補助金	4,358 1,375 1,375 1,375  2,983 94 94 2,889 2,889
12 委託料	1,980	10児童福祉一般経費 01児童福祉一般経費 12 委託料 システム改修業務委託料	△26,399 1,980 1,980 1,980
18 負担金補助及び交付金	△28,379	03児童養護施設・乳児院整備事業費 18 負担金補助及び交付金 児童養護施設・乳児院整備事業補助金	△28,379 △28,379 △28,379
22 償還金利息及び割引料	26	15児童手当費 01児童手当費 22 償還金利息及び割引料 過年度国庫支出金精算返還金	26 26 26 26
22 償還金利息及び割引料	1,972	10ひとり親家庭福祉一般経費 02母子生活支援施設措置費 22 償還金利息及び割引料 過年度国庫支出金精算返還金  03母子家庭自立支援給付事業費 22 償還金利息及び割引料 過年度国庫支出金精算返還金  11母子・家庭・女性相談事業費 02女性相談事業費 22 償還金利息及び割引料 過年度国庫支出金精算返還金  14児童扶養手当費 02児童扶養手当費 22 償還金利息及び割引料 過年度国庫支出金精算返還金	1,227 320 320 320  907 907 907  148 148 148 148  597 597 597 597

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
						特定財源				
						国県支出金	地方債	その他		
3	2	4							928	
		5 民間保育所費	3,237,681	25,177	3,262,858	150				25,027
										7,503
										17,374
						150				150
						(国)保育対策総合支援事業補助金			150	
		7 児童健全育成費	148,245	8,645	156,890	1,962	3,500			3,183
						1,004	2,400			974
						(国)子ども・子育て支援交付金			502	
						(県)子ども・子育て支援交付金			502	
						(市)公共施設等適正管理推進事業債			2,400	
						958	1,100			2,209
						(国)子ども・子育て支援交付金			479	
						(県)子ども・子育て支援交付金			479	
						(市)公共施設等適正管理推進事業債			1,100	
		9 障害児支援費	400,698	59,117	459,815	43,995				15,122
						43,995				15,122
						(国)障害児施設措置費等負担金			29,330	
						(県)障害児通所給付費等負担金			14,665	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
14 工事請負費	506	10 発達支援センター管理費	928
		01 発達支援センター管理費	928
17 備品購入費	422	14 工事請負費	506
		施設改修工事費	506
		17 備品購入費	422
		事業用備品購入費	422
18 負担金補助及び交付金	17,674	10 民間保育所等運営費	7,503
		01 民間保育所等運営費	7,503
		22 償還金利子及び割引料	7,503
		過年度国庫支出金精算返還金	7,436
		過年度県支出金精算返還金	67
22 償還金利子及び割引料	7,503	11 民間保育所等特別保育事業費	17,374
		03 障害児保育事業費	17,374
		18 負担金補助及び交付金	17,374
		障害児保育事業補助金	17,374
		13 民間保育所等施設整備事業費	300
		01 民間保育所等施設整備事業費	300
		18 負担金補助及び交付金	300
		民間保育所等感染拡大防止対策事業補助金	300
10 需用費	565	11 児童館・児童センター・児童クラブ運営費	8,645
		01 児童館・児童センター運営費	4,378
11 役務費	450	11 役務費	170
		通信運搬費	170
14 工事請負費	5,100	14 工事請負費	3,100
		施設改修工事費	3,100
17 備品購入費	2,530	17 備品購入費	1,108
		事務用備品購入費	1,108
		02 児童クラブ設置運営費	4,267
		10 需用費	565
		消耗品費	565
		11 役務費	280
		通信運搬費	280
		14 工事請負費	2,000
		施設改修工事費	2,000
		17 備品購入費	1,422
		事務用備品購入費	883
		事業用備品購入費	539
19 扶助費	58,661	10 障害児支援費	59,117
		01 障害児通所支援費	59,117
22 償還金利子及び割引料	456	19 扶助費	58,661
		放課後等デイサービス給付費	55,946
		保育所等訪問支援給付費	1,931
		サービス等利用計画作成給付費	784

(款) 3 民生費  
(項) 2 児童福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
3	2	9							
		11 子育て世帯臨時特別給付金給付費	0	165	165				165
									165
		12 ひとり親世帯臨時特別給付金給付費	0	4,336	4,336				4,336
									4,336
		3 生活保護費	894,158	123,278	1,017,436	69,799			53,479
		1 生活保護費	737,240	121,146	858,386	69,799			51,347
									2,221
						69,799			49,126
						(国)生活保護措置負担金		69,799	
		2 福祉企業センター費	156,918	2,132	159,050				2,132
									91
									204
									130
									1,463

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		22 償還金利息及び割引料 過年度国庫支出金精算返還金	456 456
22 償還金利息及び割引料	165	10子育て世帯臨時特別給付金給付事業費 01子育て世帯臨時特別給付金給付事業費 22 償還金利息及び割引料 過年度国庫支出金精算返還金	165 165 165 165
22 償還金利息及び割引料	4,336	10ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費 01ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費 22 償還金利息及び割引料 過年度国庫支出金精算返還金	4,336 4,336 4,336 4,336
19 扶助費	93,066	10適正実施推進事業費 01適正実施推進事業費 22 償還金利息及び割引料 過年度国庫支出金精算返還金	2,221 2,221 2,221 2,221
22 償還金利息及び割引料	28,080	11生活保護措置費 01生活保護措置費 19 扶助費 医療扶助費 22 償還金利息及び割引料 過年度国庫支出金精算返還金	118,925 118,925 93,066 93,066 25,859 25,859
14 工事請負費	2,132	11今宮福祉企業センター費 01今宮福祉企業センター管理費 14 工事請負費 施設改修工事費  13上久堅福祉企業センター費 01上久堅福祉企業センター管理費 14 工事請負費 施設改修工事費  15鼎福祉企業センター費 01鼎福祉企業センター管理費 14 工事請負費 施設改修工事費  17上郷福祉企業センター費 01上郷福祉企業センター管理費 14 工事請負費 施設改修工事費  19上村福祉企業センター費	91 91 91 91  204 204 204 204  130 130 130 130  1,463 1,463 1,463 1,463  90

## (款) 3 民生費

## (項) 3 生活保護費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 3 2							90
							154
4 衛生費	4,994,889	10,877	5,005,766	4,584	△8,100		14,393
1 保健衛生費	3,917,099	10,877	3,927,976	4,584	△8,100		14,393
1 保健衛生総務費	2,845,216	3,750	2,848,966				3,750
							3,750
3 成人保健事業費	191,321	2,200	193,521	1,338			862
				1,338			862
				(国)健(検)診結果の利 活用に向けた情報標 準化整備事業補助金			1,338
5 環境保全費	176,930	4,927	181,857	3,246	△8,100		9,781
				4,543	△8,100		3,557
				(県)木材産業成長産業化 促進対策事業補助金			4,543
				(市)地域活性化事業債			△8,100
							5
				△1,297			6,219
				(国)循環型社会形成推進 交付金			△1,773
				(県)合併処理浄化槽設置 整備事業補助金			476
6 農林水産業費	1,171,721	56	1,171,777				56
2 林業費	410,815	56	410,871				56
3 森林公園費	32,942	56	32,998				56

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		01上村福祉企業センター管理費	90
		14 工事請負費	90
		施設改修工事費	90
		21南信濃福祉企業センター費	154
		01南信濃福祉企業センター管理費	154
		14 工事請負費	154
		施設改修工事費	154
18 負担金補助及び交付金	869	12保健施設管理費	3,750
		01保健施設管理費	3,750
		18 負担金補助及び交付金	869
		保健施設修繕負担金	869
21 補償補填及び賠償金	2,881	21 補償補填及び賠償金	2,881
		臨時休業等補償費	2,881
12 委託料	2,200	11市民の健康づくり事業費	2,200
		05がん検診事業費	2,200
		12 委託料	2,200
		システム改修業務委託料	2,200
12 委託料	272	19地球温暖化対策推進事業費	5
		13地域エネルギー普及事業費	
		財源内訳補正	
18 負担金補助及び交付金	4,650		
21 補償補填及び賠償金	5	14省エネルギー推進事業費	5
		21 補償補填及び賠償金	5
		臨時休業等補償費	5
		20合併処理浄化槽整備事業費	4,922
		01合併処理浄化槽普及促進事業費	4,922
		12 委託料	272
		浄化槽調査業務等委託料	272
		18 負担金補助及び交付金	4,650
		合併処理浄化槽設置補助金	1,200
		合併処理浄化槽清掃補助金	3,450

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 2 林業費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6	2	3						56	
7 商工費			3,451,364	31,734	3,483,098		1,800	29,934	
1 商工費			3,451,364	31,734	3,483,098		1,800	29,934	
4 観光費			413,991	11,558	425,549		1,800	9,758	
								202	
								△7,800	
								11,103	
								662	
						1,800		662	
						(市)一般単独事業債 1,800			
								697	
								211	
								2,747	
								1,936	
5 工業振興費			387,567	20,176	407,743			20,176	
								19,525	



(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
21 補償補填及び賠償金	56	10森林公園一般経費 01森林公園一般経費 21 補償補填及び賠償金 臨時休業等補償費	56 56 56 56
14 工事請負費	3,911	10観光事業費 01観光施設管理費	3,505 202
18 負担金補助及び交付金	2,551	21 補償補填及び賠償金 臨時休業等補償費	202 202
21 補償補填及び賠償金	5,096	09観光まつり振興事業費 18 負担金補助及び交付金 飯田春夏まつり補助金 飯田まつり補助金	△7,800 △7,800 △1,300 △6,500
		12まちなかインフォメーションセンター管理費	11,103
		14 工事請負費 ネットワーク整備工事費	752 752
		18 負担金補助及び交付金 事務所移転工事負担金	10,351 10,351
		11観光施設整備事業費 01観光施設整備事業費	2,462 2,462
		14 工事請負費 施設改修工事費	2,462 2,462
		14天龍峡まちづくり支援事業費 06天龍峡活性化事業費	908 697
		14 工事請負費 施設改修工事費	697 697
		08天龍峡温泉交流館管理費	211
		21 補償補填及び賠償金 臨時休業等補償費	211 211
		20遠山郷観光振興費 02上村観光施設管理費	4,683 2,747
		21 補償補填及び賠償金 臨時休業等補償費	2,747 2,747
		04南信濃観光施設管理費	1,936
		21 補償補填及び賠償金 臨時休業等補償費	1,936 1,936
10 需用費	651	11工業振興事業補助金 01企業立地促進事業補助金	19,525 19,525

(款) 7 商工費  
(項) 1 商工費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 1 5							651
8 土木費	4,862,948	14,871	4,877,819				14,871
2 道路橋りょう費	2,223,314	9,000	2,232,314				9,000
2 道路維持費	579,341	9,000	588,341				9,000
							9,000
3 河川費	135,967	384	136,351				384
1 河川総務費	10,831	384	11,215				384
							384
4 都市計画費	1,897,163	5,487	1,902,650				5,487
3 街路事業費	127,168	273	127,441				273
							273
5 公園費	168,625	5,023	173,648				5,023
							1,892
							1,567
							1,564

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金補助及び交付金	19,525	18 負担金補助及び交付金 企業立地促進事業補助金	19,525 19,525
		13地域内発型産業創造支援事業費 02環境技術開発センター運営事業費	651 651
		10 需用費 修繕料	651 651
14 工事請負費	9,000	10道路補修事業費 01道路補修事業費 14 工事請負費 道路補修工事費	9,000 9,000 9,000 9,000
18 負担金補助及び交付金	384	10河川一般経費 02河川関係協会負担金 18 負担金補助及び交付金 県治水砂防協会負担金	384 384 384 384
12 委託料	273	10街路一般経費 03街路管理費 12 委託料 施設管理業務委託料	273 273 273 273
12 委託料	1,837	12公園整備事業費（単独） 08公園改修事業費	1,892 1,892
14 工事請負費	3,232	14 工事請負費 公園施設改修工事費	1,892 1,892
18 負担金補助及び交付金	△270	13公園維持管理費 01都市公園維持管理費	1,567 1,567
21 補償補填及び賠償金	224	12 委託料 公園美化事業委託料 18 負担金補助及び交付金 緑化祭負担金	1,837 1,837 △270 △270
		14飯田子どもの森公園維持管理費 01飯田子どもの森公園維持管理費 14 工事請負費 公園施設補修工事費 21 補償補填及び賠償金	1,564 1,564 1,340 1,340 224

(款) 8 土木費  
(項) 4 都市計画費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
8	4	5							
		6 動物園管理費	47,535	191	47,726				191
									191
9		消防費	1,538,788	30	1,538,818			30	0
	1	消防費	1,538,788	30	1,538,818			30	0
		5 災害対策費	277,418	30	277,448			30	0
								30	0
						(寄)災害対策寄附金		30	
10		教育費	4,654,377	156,500	4,810,877	3,051	25,700	33,070	94,679
	1	教育総務費	496,539	32,770	529,309			32,770	0
		2 事務局費	480,400	32,770	513,170			32,770	0
								32,770	0
						(繰)教育支援基金繰入金		32,770	
	2	小学校費	951,253	4,095	955,348	1,944		200	1,951
		2 小学校教育振興費	417,807	4,095	421,902	1,944		200	1,951
					1,944				1,951
						(国)学校保健特別対策事業費補助金		1,944	
								200	0
						(寄)保健体育振興寄附金		200	
	3	中学校費	1,089,429	3,216	1,092,645	630		100	2,486
		2 中学校教育振興費	325,160	3,216	328,376	630		100	2,486
					630				632
						(国)学校保健特別対策事業費補助金		630	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		臨時休業等補償費	224
21 補償補填及び賠償金	191	10動物園管理費	191
		01動物園管理費	191
		21 補償補填及び賠償金	191
		臨時休業等補償費	191
10 需用費	30	10災害対策一般経費	30
		06災害対策備蓄事業費	30
		10 需用費	30
		消耗品費	30
11 役務費	100	10事務局費	32,770
		01事務局費	32,770
18 負担金補助及び交付金	32,670	11 役務費	100
		通信運搬費	100
		18 負担金補助及び交付金	32,670
		教育支援基金特別給付金	32,670
10 需用費	3,366	10小学校教育振興一般経費	4,095
		01小学校教育振興事業費	3,895
17 備品購入費	729	10 需用費	3,166
		消耗品費	3,166
		17 備品購入費	729
		事業用備品購入費	729
		13学校保健対策事業費	200
		10 需用費	200
		消耗品費	200
10 需用費	985	10中学校教育振興一般経費	1,362
		01中学校教育振興事業費	1,262
11 役務費	△16	10 需用費	1,108
		消耗品費	1,108

(款) 10 教育費  
(項) 3 中学校費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 3 2						100	0
				(寄)保健体育振興寄附金		100	2,500
							△646
5 社会教育費	1,462,510	107,269	1,569,779	477	25,700		81,092
1 社会教育総務費	6,793	39,603	46,396		25,700		13,903
							5,105
					25,700		8,798
				(市)一般単独事業債		25,700	
3 文化財保護費	81,498	820	82,318				820
							820

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
13 使用料及び賃借料	△407	17 備品購入費 事業用備品購入費	154 154
17 備品購入費	154	12 学校保健対策事業費	100
18 負担金補助及び交付金	2,500	10 需用費 消耗品費	100 100
		15 校外活動支援事業費	1,854
		01 校外活動支援事業費	2,500
		18 負担金補助及び交付金 校外活動参加奨励補助金	2,500 2,500
		03 三遠南信中学生交流事業費	△646
		10 需用費 消耗品費 食糧費	△223 △41 △182
		11 役務費 保険料	△16 △16
		13 使用料及び賃借料 自動車借上料 会場使用料 施設設備等使用料 施設設備等借上料	△407 △252 △37 △90 △28
10 需用費	2,417	10 社会教育一般経費 06 平和学習推進事業費	5,105 5,105
12 委託料	798	10 需用費 消耗品費 印刷製本費	2,417 840 1,577
14 工事請負費	34,298	12 委託料 施設設備設置業務委託料	598 598
17 備品購入費	2,090	17 備品購入費 事務用備品購入費	2,090 2,090
		20 社会教育施設整備費	34,498
		02 社会教育施設改修事業費	34,498
		12 委託料 測量調査等業務委託料	200 200
		14 工事請負費 駐車場等施設整備工事費	34,298 34,298
10 需用費	381	10 文化財保護費 01 文化財管理事業費	820 820
14 工事請負費	429	10 需用費 修繕料	381 381
21 補償補填及び賠償金	10	14 工事請負費 施設改修工事費	429 429
		21 補償補填及び賠償金	10

## (款) 10 教育費

## (項) 5 社会教育費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10	5	3							
		4 公民館費	532,301	49,739	582,040				49,739
									38,180
									1,179
									10,380
		5 図書館費	219,165	12,043	231,208				12,043
									12,043
		6 美術博物館費	241,399	1,782	243,181				1,782
									1,485
									297
		7 文化会館費	319,299	3,282	322,581	477			2,805



(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		臨時休業等補償費	10
10 需用費	270	10 公民館管理・運営費	38,180
		01 公民館管理・運営費	38,180
11 役務費	214	10 需用費	270
		印刷製本費	270
12 委託料	△1,340	17 備品購入費	37,910
		事務用備品購入費	37,910
14 工事請負費	10,380	11 公民館事業費	1,179
		02 公民館事業費	1,179
17 備品購入費	37,910	11 役務費	214
		通信運搬費	214
18 負担金補助及び交付金	2,305	12 委託料	△1,340
		感染症検査業務委託料	△1,340
		18 負担金補助及び交付金	2,305
		市成人式補助金	1,105
		市成人式抗原定量検査等補助金	1,200
		12 公民館整備費	10,380
		02 公民館改修事業費	10,380
		14 工事請負費	10,380
		施設改修工事費	10,380
10 需用費	581	10 図書館管理・運営費	12,043
		01 図書館管理・運営費	12,043
12 委託料	1,456	10 需用費	581
		消耗品費	581
14 工事請負費	445	12 委託料	1,456
		図書製本業務委託料	17
		書棚等移設業務委託料	1,439
17 備品購入費	9,561	14 工事請負費	445
		中央図書館改修工事費	445
		17 備品購入費	9,561
		事務用備品購入費	9,561
10 需用費	1,782	10 美術博物館管理費	1,485
		01 美術博物館管理費	1,485
		10 需用費	1,485
		修繕料	1,485
		12 考古博物館費	297
		01 考古博物館管理運営事業費	297
		10 需用費	297
		修繕料	297

## (款) 10 教育費

## (項) 5 社会教育費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10	5	7				477		321	
						(国)文化芸術振興費補助 金	477	2,138	
								346	
	6	保健体育費	654,646	9,150	663,796			9,150	
		1 保健体育総務費	20,735	△100	20,635			△100	
								△100	
		2 社会体育施設費	192,096	9,250	201,346			9,250	
								450	
								8,800	
	13	諸支出金	84,235	127,553	211,788			127,553	
		1 積立金	84,235	127,553	211,788			127,553	
								0	
		1 積立金	84,235	127,553	211,788			127,553	
								0	
								127,553	
						(寄)教育支援寄附金	127,553	0	
		歳 出 合 計	49,372,213	725,364	50,097,577	233,563	200	160,653	
								330,948	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
14 工事請負費	2,716	10文化会館管理費	798
		03文化会館施設整備事業費	798
17 備品購入費	220	14 工事請負費	578
		施設改修工事費	578
21 補償補填及び賠償金	346	17 備品購入費	220
		事業用備品購入費	220
		13人形劇のまちづくり費	2,484
		01人形劇のまちづくり推進事業費	2,138
		14 工事請負費	2,138
		施設改修工事費	2,138
		09地域人形劇センター管理費	346
		21 補償補填及び賠償金	346
		臨時休業等補償費	346
18 負担金補助及び交付金	△100	11スポーツ事業費	△100
		01スポーツ事業費	△100
		18 負担金補助及び交付金	△100
		県縦断駅伝競走大会飯田下伊那チーム後援会負担金	△100
14 工事請負費	8,800	10体育施設管理費	450
		01体育施設管理費	450
21 補償補填及び賠償金	450	21 補償補填及び賠償金	450
		臨時休業等補償費	450
		11体育施設整備費	8,800
		03体育施設改修費	8,800
		14 工事請負費	8,800
		施設改修工事費	8,800
24 積立金	127,553	31教育支援基金積立金	127,553
		01教育支援基金積立金	127,553
		24 積立金	127,553
		新規積立金	127,553

附表1

債務負担行為で翌年度以降にわたるもの  
又は支出額の見込み及び令和3年度以降

事 項		限 度 額	令和3年度以降の支出予定額	
			期 間	金 額
補正前	セキュリティ強化対策システム 構築業務委託	千円 0	年度	千円 0
補正後		79,261	3~4	79,261
補正前	リニア駅周辺関連道路事業用地 買収及び物件補償	0		0
補正後		1,084,000	3~9	1,084,000

についての令和2年度末までの支出額  
の支出予定額等に関する調書補正

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			0
			79,261
			0
585,400	448,500		50,100

附表2

地方債の令和元年度末における現在高  
令和3年度末における現在高の見込み

区 分	令和3年度中 増減見込み				
	令和3年度中 起債見込額				
	繰越事業費分	補正前の額	補正額	補正後の額	計
	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普通債	636,500	3,004,000	200	3,004,200	3,640,700
(2) 民生	25,500	171,300	△ 19,200	152,100	177,600
(3) 衛生		24,900	△ 8,100	16,800	16,800
(6) 商工		228,200	1,800	230,000	230,000
(10) 教育	11,700	919,000	25,700	944,700	956,400
合計	744,500	5,177,400	200	5,177,600	5,922,100

並びに令和2年度末及び  
に関する調書補正

令和3年度末現在高見込額		
補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
21,044,257	200	21,044,457
1,536,006	△ 19,200	1,516,806
754,668	△ 8,100	746,568
734,092	1,800	735,892
4,834,148	25,700	4,859,848
42,473,782	200	42,473,982





## 令和3年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

令和3年度飯田市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64,289千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,151,489千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正  
事業勘定  
歳入

款	項
3 県支出金	
	1 県負担金・補助金
5 繰入金	
	2 基金繰入金
7 諸収入	
	3 雑入
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
6,698,369	900	6,699,269
6,698,369	900	6,699,269
625,806	4	625,810
82,342	4	82,346
15,128	63,385	78,513
4,832	63,385	68,217
9,087,200	64,289	9,151,489

歳 出

款	項
2 保険給付費	8 傷病手当諸費
3 国民健康保険事業費納付金	1 医療給付費分
	2 後期高齢者支援金等分
	3 介護納付金分
8 諸支出金	1 還付金及び償還金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
6,589,626	900	6,590,526
0	900	900
2,251,714	4	2,251,718
1,486,624	2	1,486,626
566,090	1	566,091
199,000	1	199,001
41,419	63,385	104,804
27,919	63,385	91,304
9,087,200	64,289	9,151,489



## 事業勘定

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 県支出金	6,698,369	900	6,699,269
5 繰入金	625,806	4	625,810
7 諸収入	15,128	63,385	78,513
歳入合計	9,087,200	64,289	9,151,489

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費	6,589,626	900	6,590,526
3 国民健康保険事業費納付金	2,251,714	4	2,251,718
8 諸支出金	41,419	63,385	104,804
歳出合計	9,087,200	64,289	9,151,489



(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
900			0
		4	0
			63,385
900		4	63,385

事業勘定

2 歳 入

(款) 3 県支出金

(項) 1 県負担金・補助金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
3 県支出金	6,698,369	900	6,699,269
1 県負担金・補助金	6,698,369	900	6,699,269
1 保険給付費等交付金	6,698,369	900	6,699,269
5 繰入金	625,806	4	625,810
2 基金繰入金	82,342	4	82,346
1 国民健康保険事業基金繰入金	82,342	4	82,346
7 諸収入	15,128	63,385	78,513
3 雑入	4,832	63,385	68,217
5 雑入	202	63,385	63,587
歳 入 合 計	9,087,200	64,289	9,151,489

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
2 保険給付費等交付金（特別交付金）	900	保険給付費等交付金（特別交付金）	900
1 国民健康保険事業基金繰入金	4	国民健康保険事業基金繰入金	4
1 雑入	63,385	雑入	63,385

事業勘定

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 8 傷病手当諸費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2 保険給付費	6,589,626	900	6,590,526	900			0	
8 傷病手当諸費	0	900	900	900			0	
1 傷病手当金	0	900	900	900			0	
				900			0	
				(県)保険給付費等交付金 (特別交付金)			900	
3 国民健康保険事業費納付金	2,251,714	4	2,251,718			4	0	
1 医療給付費分	1,486,624	2	1,486,626			2	0	
2 退職被保険者等医療給付費分	0	2	2			2	0	
						2	0	
				(繰)国民健康保険事業基金繰入金			2	
2 後期高齢者支援金等分	566,090	1	566,091			1	0	
2 退職被保険者等後期高齢者支援金等分	0	1	1			1	0	
						1	0	
				(繰)国民健康保険事業基金繰入金			1	
3 介護納付金分	199,000	1	199,001			1	0	
1 介護納付金分	199,000	1	199,001			1	0	
						1	0	
				(繰)国民健康保険事業基金繰入金			1	
8 諸支出金	41,419	63,385	104,804				63,385	
1 還付金及び償還金	27,919	63,385	91,304				63,385	
3 一般被保険者償還金	17,393	63,385	80,778				63,385	
							63,385	
歳 出 合 計	9,087,200	64,289	9,151,489	900		4	63,385	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助及び交付金	900	10 傷病手当金 01 傷病手当金 18 負担金補助及び交付金 傷病手当金	900 900 900 900
18 負担金補助及び交付金	2	10 退職被保険者等医療給付費分 01 退職被保険者等医療給付費分 18 負担金補助及び交付金 退職被保険者等医療給付費分	2 2 2 2
18 負担金補助及び交付金	1	10 退職被保険者等後期高齢者支援金等分 01 退職被保険者等後期高齢者支援金等分 18 負担金補助及び交付金 退職被保険者等後期高齢者支援金等分	1 1 1 1
18 負担金補助及び交付金	1	10 介護納付金分 01 介護納付金分 18 負担金補助及び交付金 介護納付金分	1 1 1 1
22 償還金利子及び割引料	63,385	10 一般被保険者償還金 01 一般被保険者償還金 22 償還金利子及び割引料 過年度県支出金精算返還金	63,385 63,385 63,385 63,385



令和3年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）案

令和3年度飯田市の介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,512千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ723,601千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
4 繰越金	1 繰越金
歳入合計	



(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
11,347	6,512	17,859
11,347	6,512	17,859
717,089	6,512	723,601

歳 出

款	項
1 介護老人保健施設費	1 介護老人保健施設費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
717,089	6,512	723,601
717,089	6,512	723,601
717,089	6,512	723,601



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	11,347	6,512	17,859
歳入合計	717,089	6,512	723,601

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 介護老人保健施設費	717,089	6,512	723,601
歳 出 合 計	717,089	6,512	723,601

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			6,512
			6,512

## 2 歳 入

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	11,347	6,512	17,859
1 繰越金	11,347	6,512	17,859
1 繰越金	11,347	6,512	17,859
歳 入 合 計	717,089	6,512	723,601



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 純繰越金	6,512	純繰越金 6,512



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
17 備品購入費	6,512	10介護老人保健施設管理費 6,512 01介護老人保健施設管理費 6,512 17 備品購入費 6,512 事業用備品購入費 6,512

令和3年度飯田市病院事業会計補正予算（第2号）案

第1条 令和3年度飯田市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度飯田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)		(計)
		収	入	
第1款 病院事業収益	13,604,000千円	286,414千円		13,890,414千円
第2項 医業外収益	916,000千円	286,414千円		1,202,414千円

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「832,400千円」を「832,019千円」に、過年度分損益勘定留保資金「832,400千円」を「832,019千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)		(計)
		収	入	
第1款 資本的収入	1,486,600千円	64,159千円		1,550,759千円
第3項 補助金	0千円	64,159千円		64,159千円
		支 出		
第1款 資本的支出	2,319,000千円	63,778千円		2,382,778千円
第1項 建設改良費	1,216,888千円	63,778千円		1,280,666千円

第4条 予算第11条に定めた重要な資産の取得を次のとおり補正する。

追加

種 類	名 称	数 量
医療機器	移動式デジタル汎用X線透視撮影装置	1式
医療機器	核磁気共鳴画像診断装置（MR I装置）	1式

令和3年11月24日提出

飯田市長 佐藤 健

令和3年度飯田市病院事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的收入及び支出  
収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業収益			千円 13,604,000	千円 286,414	千円 13,890,414	
	2 医業外収益		916,000	286,414	1,202,414	
		6 県補助金	40,000	286,414	326,414	

資本的收入及び支出  
収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的收入			千円 1,486,600	千円 64,159	千円 1,550,759	
	3 補助金		0	64,159	64,159	
		2 県補助金	0	64,159	64,159	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			千円 2,319,000	千円 63,778	千円 2,382,778	
	1 建設改良費		1,216,888	63,778	1,280,666	
		2 設備費	694,888	63,778	758,666	

令和3年度飯田市病院事業会計補正予算（第2号）予定キャッシュ・フロー計算書

（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

区 分	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 778,000	286,414	△ 491,586
小計	662,360	286,414	948,774
業務活動によるキャッシュ・フロー	624,360	286,414	910,774
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 1,092,599	△ 63,778	△ 1,156,377
県補助金による収入	0	64,159	64,159
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,153,961	381	△ 1,153,580
資金増減額	△ 145,113	286,795	141,682
資金期末残高	3,759,315	286,795	4,046,110

令和3年度飯田市下水道事業会計補正予算（第1号）案

第1条 令和3年度飯田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,534,000千円」を「1,592,700千円」に、過年度分損益勘定留保資金「190,879千円」を「249,579千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	928,000千円	△3,700千円	924,300千円
第1項 企業債	154,500千円	1,700千円	156,200千円
第3項 国庫補助金	12,000千円	△5,400千円	6,600千円
	支		
第1款 資本的支出	2,462,000千円	55,000千円	2,517,000千円
第1項 建設改良費	504,143千円	55,000千円	559,143千円

第3条 予算第5条で定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のように追加する。

事 項	期 間	限 度 額
上下水道経営管理システム構築業務	令和3年度から令和5年度まで	17,000千円

第4条 予算第6条で定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
下水道事業	154,500千円	1,700千円	156,200千円
(公共下水道建設改良)	( 71,600)	(1,700)	( 73,300)
(公共下水道特別措置分)	( 82,900)	( 0)	( 82,900)

令和3年11月24日提出

飯 田 市 長 佐 藤 健

令和3年度 飯田市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

資本的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01	資本的收入		928,000	△ 3,700	924,300	
	01	企業債	154,500	1,700	156,200	
		01 企業債	154,500	1,700	156,200	
	03	国庫補助金	12,000	△ 5,400	6,600	
		01 国庫補助金	12,000	△ 5,400	6,600	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01	資本的支出		2,462,000	55,000	2,517,000	
	01	建設改良費	504,143	55,000	559,143	
		02 公共下水道事業費(単独)	379,185	55,000	434,185	



令和3年度飯田市下水道事業会計補正予算(第1号) 予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

区 分	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
未収金の増減	△ 3,089	△ 4,999	△ 8,088
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,069,404	△ 4,999	1,064,405
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得、建設改良事業実施額	△ 711,823	△ 50,001	△ 761,824
国庫補助金等による収入	80,900	△ 5,400	75,500
投資活動によるキャッシュ・フロー	121,435	△ 55,401	66,034
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債の発行	280,700	1,700	282,400
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,677,157	1,700	△ 1,675,457
資金増減額	△ 486,318	△ 58,700	△ 545,018
資金期末残高	865,247	△ 58,700	806,547

債務負担行為

事 項	限 度 額	前度末までの支払 義務発生(見込)額	
		期 間	金 額
	千円	年度	千円
上下水道経営管理システム構築業務	17,000	—	—

に関する調書

当年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳		
期 間	金 額	下水道事業 収 益	国県支出金	損益勘定 留保資金
年度	千円	千円	千円	千円
3～5	17,000			17,000